

令和6年11月12日

市民文教委員会

UD・男女共同参画課

第4次浜松市男女共同参画基本計画の策定について（素案）

1. 目的

本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を計画的に推進するため、浜松市男女共同参画推進条例第12条に基づき、男女共同参画基本計画を策定する。

2. 経緯

現行の第3次浜松市男女共同参画基本計画（H30～R6）が令和6年度末をもって期間満了となることから、これまでの取組の検証及び課題の抽出を行うとともに、今後見込まれる社会情勢の変化等を勘案し、次期計画を策定する。

3. 計画の位置付け

- ・根拠法令：男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法、DV防止法、困難女性支援法
- ・根拠条例：浜松市男女共同参画推進条例

4. 概要

- ・名称：第4次浜松市男女共同参画基本計画
- ・期間：令和7年度～令和11年度（5年間）
- ・内容：第1章 計画策定にあたって
 - 第2章 計画の概要
 - 第3章 施策の方向性及び基本的施策
 - I ジェンダー平等意識の醸成
 - II 固定的性別役割分担からの脱却
 - III 安全・安心なくらしの実現

5. 策定スケジュール

令和6年11月～12月	パブリック・コメントの実施（11月15日～12月16日）
令和7年	1月 第4回浜松市男女共同参画審議会（最終案報告）
	2月 市民文教委員会（最終案報告） パブリック・コメント実施結果の公表
	3月 策定完了
	4月 施行

第4次浜松市男女共同参画基本計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第4次浜松市男女共同参画基本計画(案)」とは

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画です。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日(金)～令和6年12月16日(月)

3. 案の公表先

UD・男女共同参画課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)、あいホールにて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所※、氏名または団体名※、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	UD・男女共同参画課(市役所本館3階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所 UD・男女共同参画課あて
③電子メール	ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2750(UD・男女共同参画課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部UD・男女共同参画課(TEL 053-457-2561)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第４次浜松市男女共同参画基本計画（案）
趣旨・目的	すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画です。
策定（見直し）に至った背景・経緯	平成３０年３月に策定した「第３次浜松市男女共同参画基本計画」が令和６年度末で期間満了を迎えます。これまでの取組の検証及び課題の抽出を行うとともに、今後見込まれる社会情勢の変化等を勘案し、令和７年度から令和１１年度までの次期基本計画を策定します。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	平成３０年３月に策定した「第３次浜松市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。「ジェンダー平等」の言葉は浸透し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に取り組む事業者も増えてきましたが、法律や制度などの「形式的な平等」は進んできたものの、未だ性別により役割を決める固定的性別役割分担意識が根強く残っており、「実質的な平等」とは言えない状況にあります。次期計画ではこれらの課題を踏まえ、男女共同参画の推進に取り組めます。
案のポイント （見直し事項など）	【計画期間】 令和７（２０２５）年度～令和１１（２０２９）年度 【基本目標】 「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高め合う創造都市浜松」 【計画の柱】 Ⅰ ジェンダー平等意識の醸成 Ⅱ 固定的性別役割分担からの脱却 Ⅲ 安全・安心なくらしの実現 第４次浜松市男女共同参画基本計画は、「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に規定する計画として策定します。
関係法令・ 上位計画など	・ 男女共同参画社会基本法 ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ・ 浜松市男女共同参画推進条例

計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	令和6年11～12月	案の公表・意見募集
	令和7年1月	案の修正、市の考え方の作成
	令和7年2月	意見募集結果および市の考え方を公表
	令和7年4月	計画の施行

(案)

第4次浜松市男女共同参画基本計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



目 次

第1章 計画策定にあたって

・ 計画の趣旨	1
・ 第3次浜松市男女共同参画基本計画の評価と課題	1
・ 第3次浜松市男女共同参画基本計画の振り返り	2

第2章 計画の概要

・ 計画の位置付け	3
・ 第4次浜松市男女共同参画基本計画策定に向けて	3
・ 計画期間	4
・ 基本目標	4
・ 計画の体系図	5
・ 指標設定	6
・ 推進体制	7
・ 進捗管理	7

第3章 施策の方向性及び基本的施策

I ジェンダー平等意識の醸成

1 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	8
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10

II 固定的性別役割分担からの脱却

3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	12
4 労働の場における女性活躍の推進	14

III 安全・安心なくらしの実現

5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） の視点に立った健康支援	16
6 生活に困難を抱える人への支援	18
7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	20

第1章 計画策定にあたって

計画の趣旨

浜松市では、平成14（2002）年12月に「浜松市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。この度、現在の第3次浜松市男女共同参画基本計画が令和6（2024）年度末をもって計画期間満了となることから、浜松市男女共同参画推進条例に基づき、第4次浜松市男女共同参画基本計画を策定しました。

第3次浜松市男女共同参画基本計画の評価と課題

第3次浜松市男女共同参画基本計画（平成30年度～令和6年度）では、「男女がともに自立・参画し、高めあう創造都市 浜松」の実現を目指し、3つの基本目標を定め、各施策の推進に取り組みました。新計画策定にあたり、これまでの施策を評価し、課題を抽出しました。

基本目標 「個の力を発揮する」

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 労働の場における女性活躍の推進
- ③ 生涯にわたる男女のこころと体の健康支援

ワーク・ライフ・バランス推進については、認証事業所数の増加など、概ね計画どおりに進めることができました。また、保育所の待機児童数は0人を達成する一方、放課後児童会の待機児童数は定員数増を上回るニーズの増加や施設確保などの課題を抱えています。

女性活躍推進については、女性の再就職支援や起業支援等の雇用関連の取組において計画を上回る成果を得られています。しかし、管理職に占める女性割合は未だ低い水準にあり、さらに女性の転出超過が人口減少の要因として大きな課題となっています。

こころと体の健康支援においては、新型コロナウイルス感染症拡大における「生理の貧困」の問題を契機に、女性特有の健康課題について周囲の理解不足や女性自身も正しい知識を得られていないなど、潜在化していた問題が明らかとなりました。また、乳がんや子宮頸がん検診などの受診率は未だ低い水準であり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの更なる啓発が求められます。

性の多様性理解促進においては、令和2（2020）年度に静岡県内で初めてパートナーシップ宣誓制度を開始し、令和3（2021）年度には「多様な性への理解を深め行動するための職員ハンドブック」を作成しました。今後も引き続き「性の多様性」について、市民や企業等に対し、啓発や理解の促進を図っていく必要があります。

成果指標	基準値 (H28)	実績 (R5)	目標値 (R6)
ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	30 社	139 社	150 社
保育所等利用待機児童数	168 人	0 人	0 人
放課後児童会待機児童数	377 人	202 人	0 人
市の女性職員が管理職に占める割合	8.1%	10.6%	15.0%
乳がん検診受診率	18.9%	19.2%	22.9%
子宮頸がん検診受診率	14.9%	14.9%	18.9%

- 基本目標 「地域で支え合う」 ④ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
⑤ 学校、地域における男女共同参画の推進と国際的理解

政策・方針決定過程への女性の参画拡大の取組については、令和3（2021）年度に市の附属機関の設置及び運営マニュアルの見直しを行いました。男女共同参画の視点を盛り込むことで、女性委員の登用率が令和5（2023）年度には35.6%となり、目標値35%以上を達成しましたが、地域等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、未だ低い水準にあります。

成果指標	基準値 (H28)	実績 (R5)	目標値 (R6)
附属機関における女性の登用率	27.6%	35.6%	35.0%
男女共同参画にかかる講座の満足度	95.8%	98.2%	100%

- 基本目標 「社会が支える」 ⑥ 生活に困難を抱える男女への支援
⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、特に、非正規雇用やひとり親家庭の割合が比較的高く、より社会的に弱い立場にある女性への負担が大きいことから、ひとり親家庭への食料・生活用品提供や、ひとり親サポートセンターにおける自立支援等に取り組みました。

また、コロナ禍におけるDV被害者の増加や女性が抱える問題が複雑化していることから、従来の相談窓口での対応に加え、あいホール相談室においてSNSを活用した相談事業を開始し、相談者が相談しやすい体制の拡充を図ることで、被害者等を早期発見し、適切な支援に繋ぐよう取り組みました。また、DV防止の意識啓発のため、市民や中学生・高校生等を対象としたDV防止啓発講座を実施し、参加者数において目標値を上回る結果を得られました。しかし、DVという言葉は浸透しているものの、様々な形の暴力があることに対する理解度については、引き続き周知啓発が必要であると考えます。

成果指標	基準値 (H28)	実績 (R5)	目標値 (R6)
DV及びデートDV防止啓発講座の受講者数	977人	1,720人	1,000人以上/年

第3次浜松市男女共同参画基本計画の振り返り

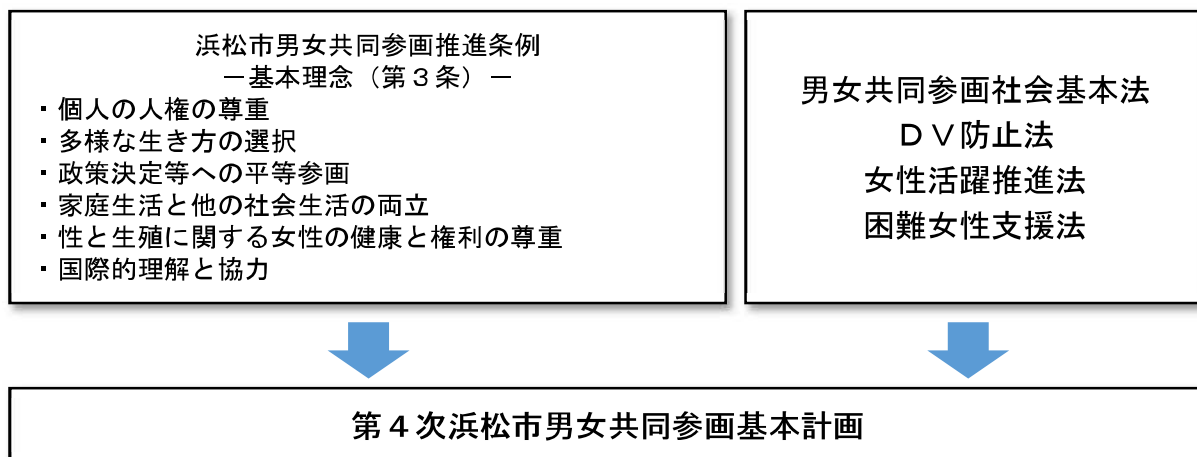
第3次浜松市男女共同参画基本計画（平成30年度～令和6年度）では、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消に向け、「ワーク・ライフ・バランスの推進」「労働の場における女性活躍の推進」「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を重点施策として取り組んできました。その結果、ここ数年で「ジェンダー平等」という言葉は浸透し、男女共同参画への意識が高まり、休暇取得促進や時間外労働短縮などのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組や、女性の就労継続・管理職比率向上などに努める事業者も増えてきました。

しかし、法律や制度などの整備が進み、男女間の「形式的な平等」は進んできたものの、賃金格差が生じていることや家事・育児等の負担が女性に偏っていることなど、「実質的な平等」とは言えない状況にあります。未だ社会に根強く残っている固定的性別役割分担意識などが、これらのジェンダーギャップが生じている大きな要因であると考えます。

第2章 計画の概要

計画の位置付け

第4次浜松市男女共同参画基本計画は、浜松市男女共同参画推進条例第3条における基本理念のもと、第12条第1項に基づき策定する基本計画です。また、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各種関連法に規定する計画として位置付けます。



第4次浜松市男女共同参画基本計画策定に向けて

新計画では前計画の課題を踏まえ、様々な過程にある現実の差異に着目し、「形式的な平等」から「実質的な平等」へ進化させることを目指します。そのためには、「ジェンダー平等意識の醸成」が不可欠であり、とりわけ「実質的な平等の実現」という重要課題を踏まえ、「公平・公正」な視点による男女共同参画の推進に取り組みます。

◆女性が抱える問題に対する支援の強化

近年、DV、性暴力、生活困窮、孤独・孤立、健康問題等、女性が抱える問題が複雑化・多様化・複合化しており、こうした問題に適切に対応できるように支援の強化を図ります。

◆自らが望む真のワーク・ライフ・バランス実現

性別にかかわらず働きながら家事・育児・介護そして健康を維持する時代へと変化している今だからこそ、未だ残る固定的性別役割分担意識の解消や女性特有の健康課題等で生じる性差の理解促進に努める必要があります。女性が仕事と生活を両立させながらキャリア形成ができる環境や、誰もが自らの理想とする生活と仕事を両立することができる真のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、企業トップや市民の意識改革を図ります。

◆女性の活躍推進と女性に選ばれるまちづくり

本市における人口減少の要因の一つとして、若い女性の転出超過が課題となっています。ポジティブアクションとして官民一体となって「女性に選ばれるまちづくり」を推進します。自身が望む場で活躍することができる浜松となることで、女性だけでなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らすことができる自由で寛容な「持続可能なまち」へ繋がっていくと考えます。

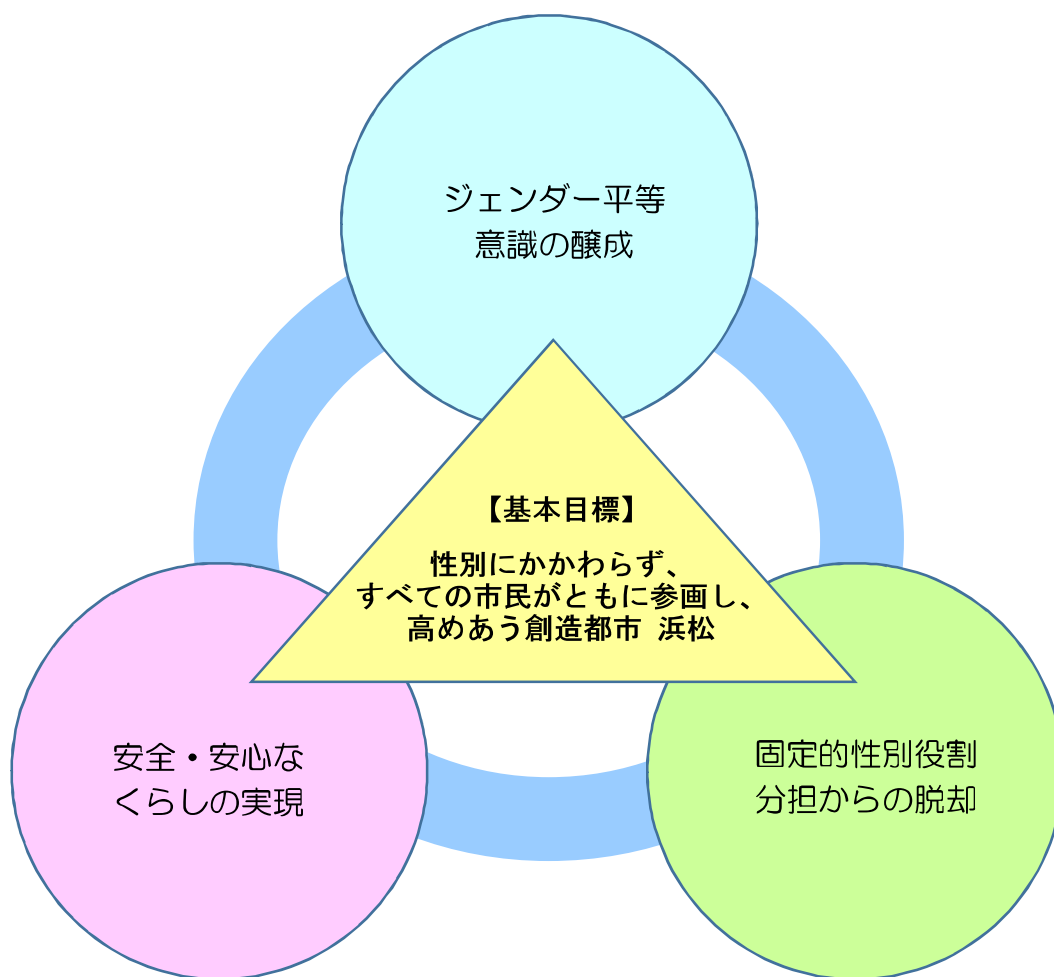
計画期間

令和7（2025）年度 ～ 令和11（2029）年度

基本目標（目指す将来像）

「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高めあう創造都市 浜松」

新計画では、「ジェンダー平等意識の醸成」、「固定的性別役割分担からの脱却」、「安全・安心な暮らしの実現」を計画の三本柱として、基本目標「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高めあう創造都市 浜松」の実現を目指します。



計画の体系図

本計画は、基本目標の実現のため、3つの柱のもと、7つの「施策の方向性」と24の「基本的施策」により構成し、各事業所管課において取組を進めることで計画の推進を図ります。

関 連 法		柱	施策の方向性	基本的施策
男 女 共 同 参 画 社 会 基 本 法	女 性 活 躍 推 進 法	Ⅰ ジェンダー平等意識の醸成	1：男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革【重点施策】	(1)男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実
				(2)男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
				(3)男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実
				(4)男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信
			2：政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(5)審議会等への女性の参画拡大
				(6)あらゆる分野における女性の参画拡大
				(7)女性の人材育成にかかる施策の充実
		Ⅱ 固定的性別役割分担からの脱却	3：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進【重点施策】	(8)誰もが働きやすい職場環境づくりの支援
				(9)男性の家事・育児等への参画と理解の促進
				(10)多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実
			4：労働の場における女性活躍の推進	(11)働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援
				(12)女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援
				(13)農林水産業等における女性の参画促進
				(14)労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発
	困 難 女 性 支 援 法	Ⅲ 安全・安心なくらしの実現	5：リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康支援【重点施策】	(15)生涯を通じたところと体の健康支援
				(16)健康課題に関する理解促進と支援
				(17)性を正しく理解するための啓発と相談
				(18)性の多様性の理解促進
			6：生活に困難を抱える人への支援	(19)ひとり親家庭等の自立支援
				(20)生活困窮者、孤独・孤立者の自立支援
				(21)女性であることで複合的な困難を抱える人への支援
			7：ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	(22)DVや性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報発信
				(23)被害者の相談支援体制の充実
				(24)被害者の自立に向けた支援の充実
D V 防 止 法				

指標設定

第4次浜松市男女共同参画基本計画において施策を着実に推進していくため、次のとおり指標の設定をします。成果指標は事業を進めていく上で目標とする数値です。また、モニタリング指標は男女共同参画社会の進捗を計る目安とするものです。

◆成果指標（事業実施にあたり目標とする数値）

施策の方向性		項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	男女共同参画にかかる講座の理解度	81.8%	90%
2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等の附属機関の委員に占める女性の割合	35.6%	40%以上 60%以下
		女性人材育成講座の修了者数	91人	133人 (+7人/年)
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	139社	調整中
		保育施設利用定員数	17,455人	調整中
		放課後児童会利用定員数	7,777人	調整中
4	労働の場における女性活躍の推進	市管理職員に占める女性の割合※1	10.6%	15% (R7)
		就職支援女性の就業率	55.0%	調整中
5	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立った健康支援	乳がん検診受診率※2	42.0%	60%
		子宮頸がん検診受診率※2	41.3%	60%
		リプロダクティブ・ヘルス／ライツ啓発事業の満足度	90.4%	95%
6	生活に困難を抱える人への支援	高等職業訓練促進給付金修了者の就職率	100%	100%
7	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	DV及びデートDV防止啓発講座の受講者数	1,720人	5年間累計 7,500人

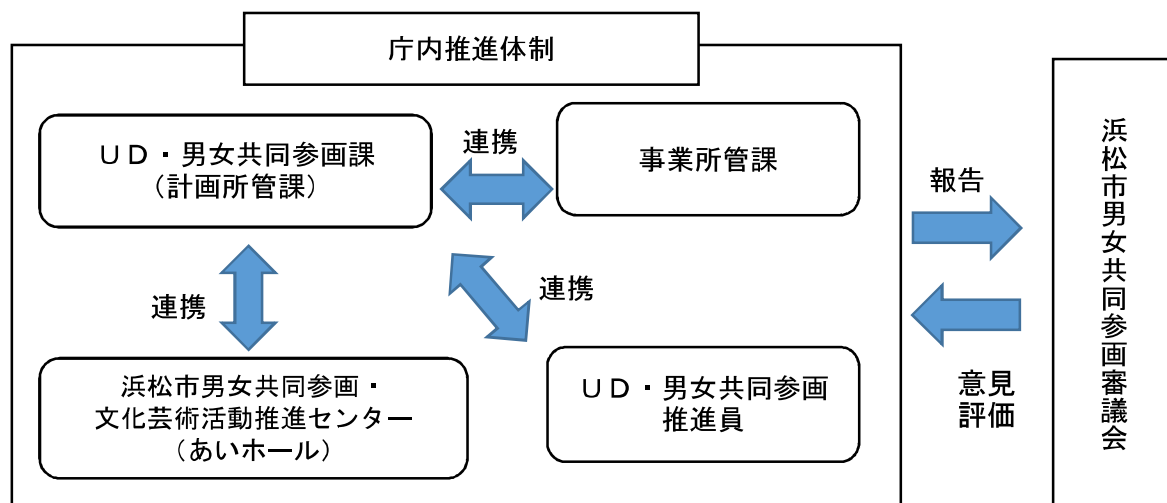
※1…はままつ女性職員活躍応援プラン（R3～7年度）より指標抽出 ※2…第3次浜松市がん対策推進計画（R6～11年度）より指標抽出

◆モニタリング指標（男女共同参画社会の進捗を計る目安となる数値）

施策の方向性		項目	現状値 (R5)
1	男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に否定的な人の割合	61.5%
2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	自治会長に占める女性の割合	0.67%
		P T A会長に占める女性の割合	18.18%
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	男性が平日に家事や育児等に從事する平均時間	1時間24分
4	労働の場における女性活躍の推進	女性起業者延べ数（起業家カフェ）	301人
		家族経営協定の延べ新規認定締結数	285件
5	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立った健康支援	パートナーシップ宣誓制度の宣誓組数	89組
6	生活に困難を抱える人への支援	女性のための法律相談の相談件数	123件
7	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	DV相談専用ダイヤルにおける相談件数	198件

推進体制

本計画の実行性を確保するため、庁内の推進体制を構築し、各施策・事業に取り組んでまいります。計画の進捗管理については、附属機関である浜松市男女共同参画審議会に進捗状況等を報告して意見聴取及び評価を行い、事業等の見直しを図ります。



①浜松市男女共同参画審議会

浜松市男女共同参画推進条例第17条に基づき設置する附属機関であり、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議します。

②UD・男女共同参画推進員

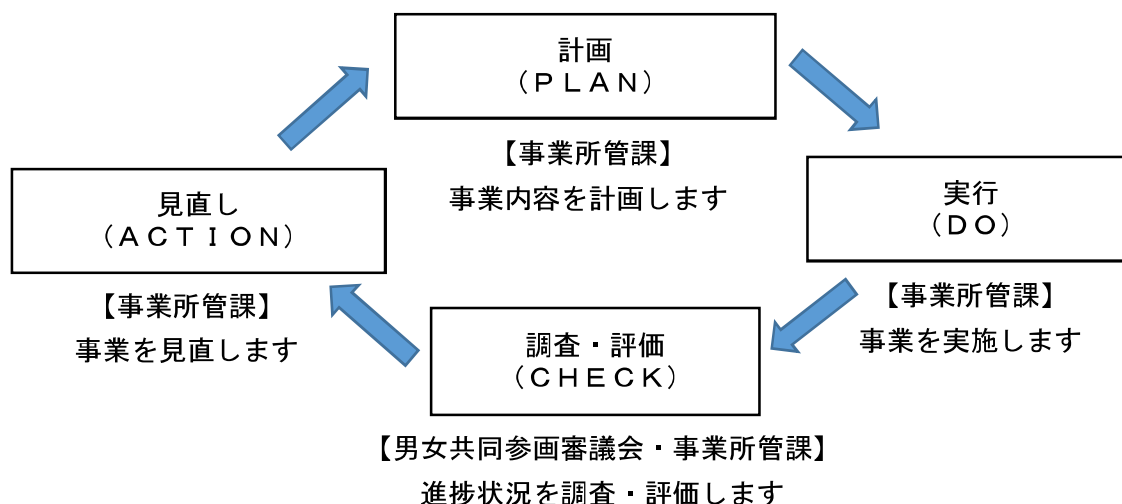
市役所庁内の各課に「UD・男女共同参画推進員」を配置し、全庁横断的に男女共同参画の推進に取り組めます。

③浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）

浜松市の男女共同参画推進を図る拠点施設として、啓発・人材育成事業や相談事業など、多岐にわたる事業を実施します。

進捗管理

本計画における施策を効果的に推進していくため、毎年度、事業所管課が取り組んだ各事業の進捗状況及び事業所管課評価を報告書として取りまとめ、浜松市男女共同参画審議会において評価を行います。その評価に基づき、各事業所管課においてPDCAサイクルによる事業見直しを行うことで、計画の適切な進捗管理を行います。



第3章 施策の方向性及び基本的施策

I ジェンダー平等意識の醸成

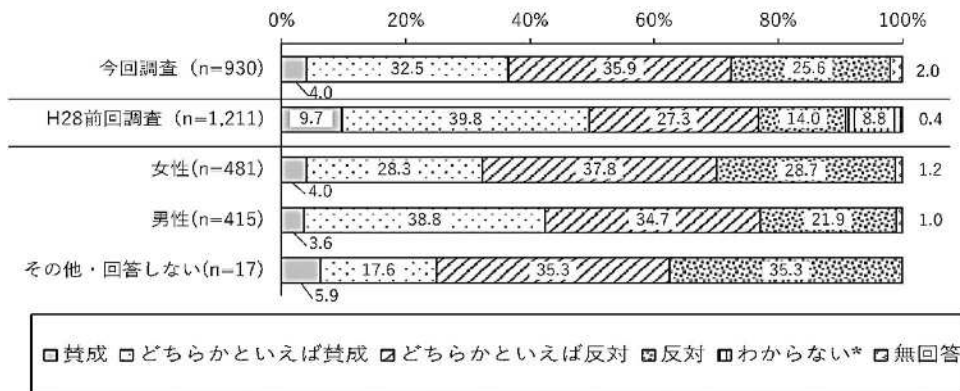
1 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革

現状と課題

令和5(2023)年度に実施した市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という固定的性別役割分担の考え方について、約6割が否定的な考えをしており、平成28(2016)年度の前回調査の約4割から大きく意識が変わってきていることが分かります。一方で、各分野における男女平等については、「男性の方が優遇されている」と感じる人の割合が非常に高く、特に政治の場や社会通念等では8割を超えており、考え方と現状では大きな差が生じている状況です。

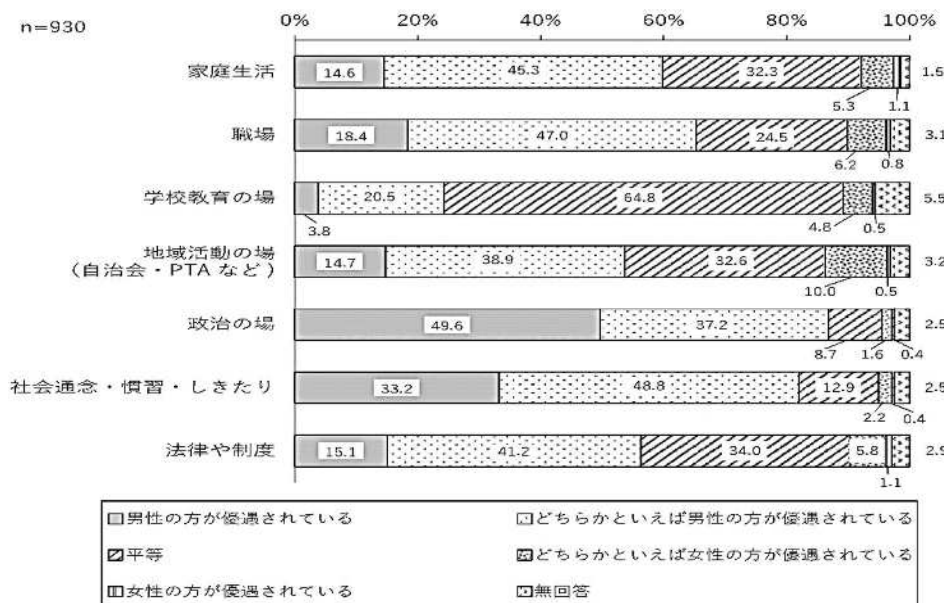
性別にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を学び、ジェンダー平等の意識を高めていく必要があると考えます。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という考え方についてどのように思いますか。



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■次の分野で男女が平等であると思いますか。



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
男女共同参画にかかる講座の理解度	81.8%	90%

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に否定的な人の割合	61.5%

基本的施策

(1) 男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実

固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが希望する生き方を選択できるよう、男女共同参画に関する教育及び学習機会の充実を図ります。

【主な取組】

- ①性別にとらわれない職業選択のための学習機会の提供（児童・生徒対象学習会）
- ②学校教育における男女共同参画の理解促進（教職員研修など）
- ③地域における男女共同参画意識の啓発（出前講座、情報誌発行など）
- ④男女共同参画の視点による配慮の促進（市職員研修など）

(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

平常時及び災害時において、男女共同参画の視点に立った防災学習機会の提供及び被災者支援・避難所運営を行うとともに、防災対策における女性の参画を推進します。

【主な取組】

- ①多様な視点を活かした避難所運営（男女共同参画視点の避難所運営）
- ②男女共同参画の視点による防災学習機会の提供（地域防災リーダー育成研修など）
- ③消防団への女性の参画拡大（女性消防団員の入団促進など）
- ④女性消防吏員の参画拡大（女性消防吏員の活躍推進）
- ⑤災害時における男女共同参画の視点による支援の充実（情報発信など）

(3) 男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）において、啓発・人材育成事業や相談事業等を行い、男女共同参画を推進する拠点施設としての機能充実を図ります。

【主な取組】

- ①男女共同参画推進拠点施設における講座・相談事業等の実施
- ②男女共同参画推進拠点施設の管理運営

(4) 男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信

異なる文化や習慣の相互理解の促進と、男女共同参画における国際的社会的動向に関する情報の発信に努めます。

【主な取組】

- ①多文化共生への理解促進（多文化創造活動促進事業など）
- ②世界の動きや国際的な取組等の情報発信（情報発信事業）

I ジェンダー平等意識の醸成

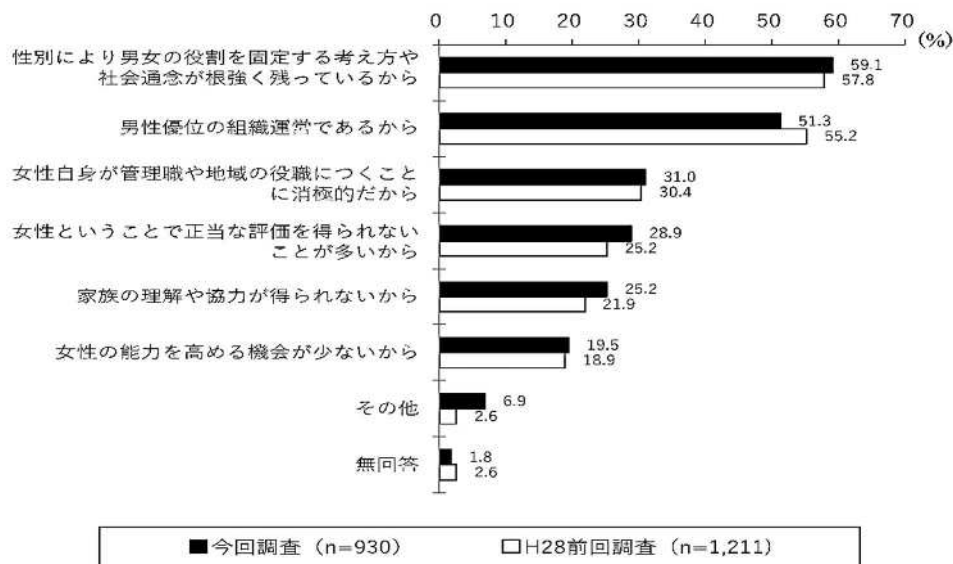
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

地域や行政、労働の分野など、様々な場の政策・方針決定過程において、女性の参画は遅れている状況です。管理職や指導的立場に女性が少ない理由としては、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることや、男性中心の組織づくりが行われていること、また、女性自身が積極的になることができない状況に置かれていることなどが考えられます。

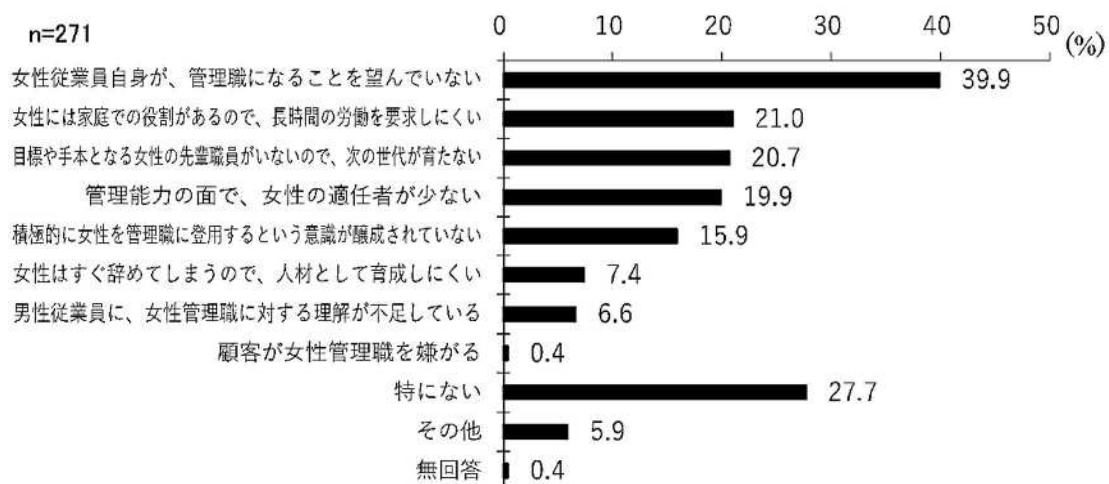
組織における政策・方針を決定する過程への女性の参画拡大を図っていくためには、様々な分野で活躍できる女性の人材育成や理解促進、意識改革のための取組が必要です。

■政策・方針の決定をする管理職や指導的立場に女性が少ない理由



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■事業所において女性従業員の管理職登用に関する問題・課題



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
審議会等の附属機関の委員に占める女性の割合	35.6%	40%以上 60%以下
女性人材育成講座の修了者数	91 人	133 人 (+7 人/年)

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
自治会長に占める女性の割合	0.67%
P T A会長に占める女性の割合	18.18%

基本的施策

(5) 審議会等への女性の参画拡大

市の施策や方針決定に深くかかわる審議会等の附属機関において、いずれかの性に偏ることなく、多様な視点からの意見が反映されるよう、女性委員の登用促進を図ります。

【主な取組】

- ①女性委員の登用促進 (女性委員登用率公表、委員選任時事前協議・チェックリスト活用など)
- ②人材育成による女性の参画促進 (女性人材育成講座)

(6) あらゆる分野における女性の参画拡大

地域・行政・労働の場など、様々な分野における政策・方針決定の場において、女性の参画拡大に向けた理解の促進を図ります。

【主な取組】

- ①地域活動における女性の参画促進 (状況調査、啓発講座開催など)
- ②行政分野における女性の参画促進 (市女性職員スキルアップ研修など)
- ③労働分野における女性の参画促進 (働く女性対象キャリアアップ及び就労継続支援講座)
- ④女性の参画促進に向けた意識啓発 (情報誌発行など)

(7) 女性の人材育成にかかる施策の充実

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、必要なスキルを習得するための人材育成や情報提供を行うとともに、女性団体等の活動促進に努めます。

【主な取組】

- ①地域で活躍できる女性の人材育成 (女性人材育成講座、UD・男女共同参画提案事業)
- ②女性団体等の活動促進 (三遠南信地域女性交流事業、団体育成支援事業)
- ③女性リーダー育成のための学習機会の情報提供 (研修情報発信)

Ⅱ 固定的性別役割分担からの脱却

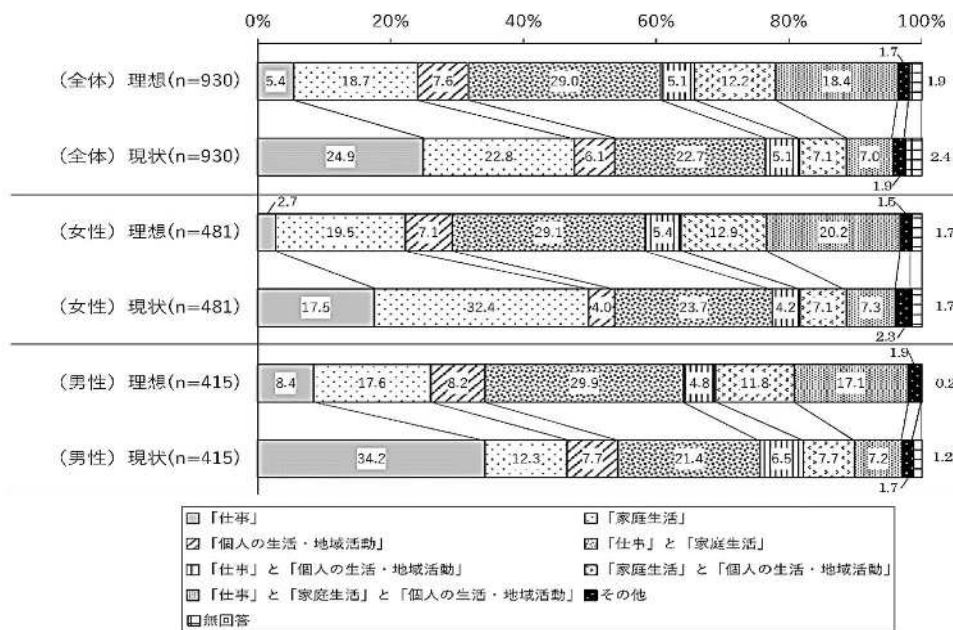
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

現状と課題

少子高齢化や共働き世帯の増加、個人の価値観の多様化が進む中で、ワーク・ライフ・バランスの実現は、性別にかかわらず一人ひとりが生き生きと活躍する社会づくりを進める上で、非常に重要なものであると考えます。しかしながら、令和5（2023）年度に行った市民意識調査では、「仕事と家庭生活」のバランスを理想と考えながらも、一方で「仕事」を優先せざるを得ない現状があるという理想と現状のギャップがあることがうかがえます。また、女性に比べて男性の家事・育児等に従事する時間が少なく、依然として家事・育児等の多くを女性が担っている現状があります。

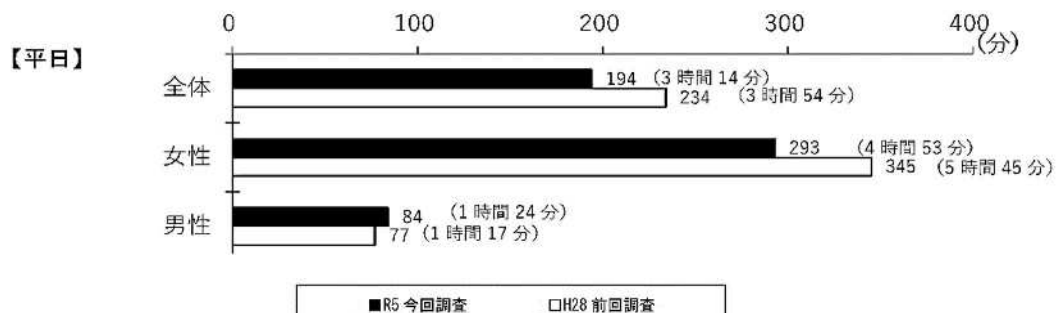
それぞれが望むライフスタイルを実現するため、誰もが働きやすい職場環境づくりや男性の家事・育児参画の促進が求められます。

■「仕事」「家庭生活」「個人の生活・地域活動」の優先度に関する理想と現状



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■家事・育児等に従事する1日の平均時間（平日）



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	139 社	調整中
保育施設利用定員数	17,455 人	調整中
放課後児童会利用定員数	7,777 人	調整中

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
男性が平日に家事や育児等に従事する平均時間	1 時間 24 分

基本的施策

(8) 誰もが働きやすい職場環境づくりの支援

それぞれが望むライフスタイルを実現するため、ワーク・ライフ・バランスのとれた誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。

【主な取組】

①ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進のための職場環境づくり支援

(ワーク・ライフ・バランス等アドバイザー派遣事業、働き方改革セミナーなど)

②ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関する情報発信

(ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業)

(9) 男性の家事・育児等への参画と理解の促進

家庭における男性の家事・育児等への参画を促すとともに、参画しやすい環境づくりや、男性が家事・育児等に参画することへの周囲の理解促進を図ります。

【主な取組】

①男性の家事・育児参画の啓発

(男性の家事・育児参画促進のための講座・教室等の開催、イクボス研修など)

②男性の家事・育児参画に関する情報発信 (情報誌発行)

(10) 多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実

育児・介護者の負担軽減につながるよう、多様化する就業形態に対応した子育てサービスの提供や介護支援サービスの充実を図り、仕事との両立しやすい環境を整備します。

【主な取組】

①保育サービスの提供 (保育所定員確保、病児・病後児保育事業など)

②子育てサービスの情報提供 (子育て支援ひろば事業、子育て情報サイトびっぴ)

③放課後児童会の運営 (放課後児童会運営事業)

④介護の相談支援に関するサービス及び情報の提供 (地域包括支援センター総合相談など)

Ⅱ 固定的性別役割分担からの脱却

4 労働の場における女性活躍の推進

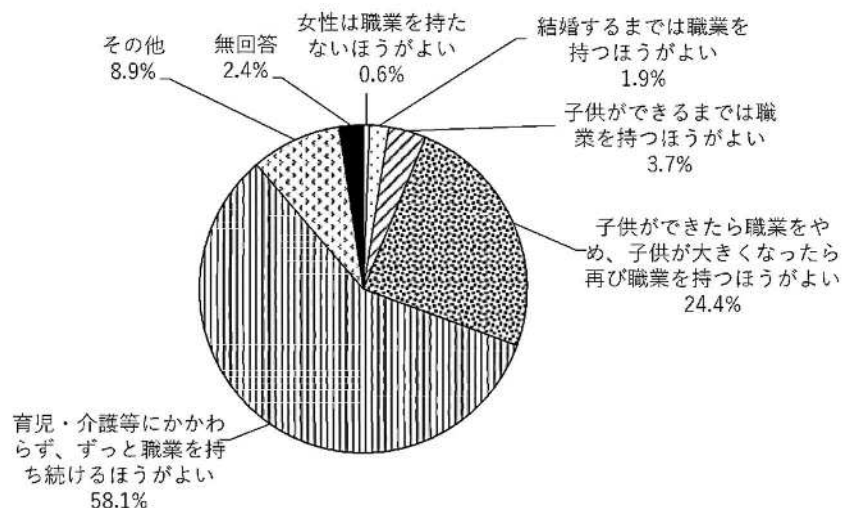
現状と課題

女性の就業意識が高くなっている反面、未だ家事・育児等の負担は女性に大きく偏っており、固定的性別役割分担意識は根強く残っています。また、少子高齢化が進み、労働力不足が深刻化する中、事業所では女性従業員には結婚・出産等にかかわらず就労継続してもらい、労働力を確保しようとする傾向がうかがえます。

労働の場における女性の活躍推進を図る上で、女性が育児や介護にかかわらず就労継続できる環境の整備や、一旦退職した女性の再就職支援、女性が労働の場で自分らしく活躍できるためのキャリアアップ支援等が求められます。

■女性が職業を持つことについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

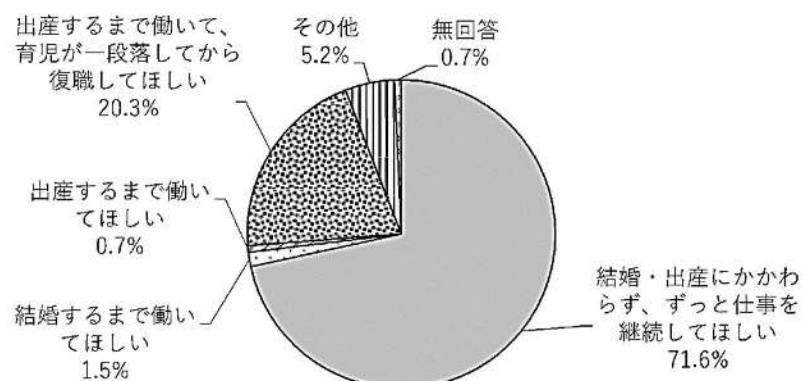
n=930



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■貴事業所では、女性従業員にいつまで働き続けてもらいたいですか。

n=271



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
市管理職員に占める女性の割合※	10.6%	15% (R7)
就職支援女性の就業率	55.0%	調整中

※はままつ女性職員活躍応援プラン（R3～7年度）より指標抽出

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
女性起業者延べ数（起業家カフェ）	301人
家族経営協定の延べ新規認定締結数	285件

基本的施策

(11) 働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援

就業中の女性を対象に、知識の習得や意識の向上を図る学習機会等を提供し、働く女性のスキルアップやキャリア形成、継続就業を支援します。

【主な取組】

- ①女性のキャリア形成支援（キャリアアップ及び就労継続支援講座・研修など）
- ②女性が活躍できる職場環境づくり支援
（ワーク・ライフ・バランス等アドバイザー派遣事業、地域企業の健康経営の促進）

(12) 女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援

再就職や起業に必要な知識・技術等の習得にかかる情報や学習機会を提供し、女性の希望に応じた働き方や再就職を支援します。

【主な取組】

- ①女性の再就職支援（女性就労支援事業など）
- ②女性の起業支援（はままつ起業家カフェ）

(13) 農林水産業等における女性の参画促進

農林水産業等に従事する女性の参画を促すとともに、労働条件の適正化を支援します。

【主な取組】

- ①家族経営協定締結の啓発・支援（家族経営協定締結促進）
- ②農林水産業等における女性活躍の情報発信（ユニバーサル農業推進事業）

(14) 労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発

性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりを促進するため、労働関連制度の情報提供や、職場でのハラスメント（セクハラ・パワハラ・マタハラ等）防止に向けた啓発に努めます。

【主な取組】

- ①職場におけるハラスメント防止啓発（出前講座・研修など）
- ②就労に関する法令や制度の周知（労働関連制度の周知啓発）
- ③労働相談事業の実施

Ⅲ 安全・安心なくらしの実現

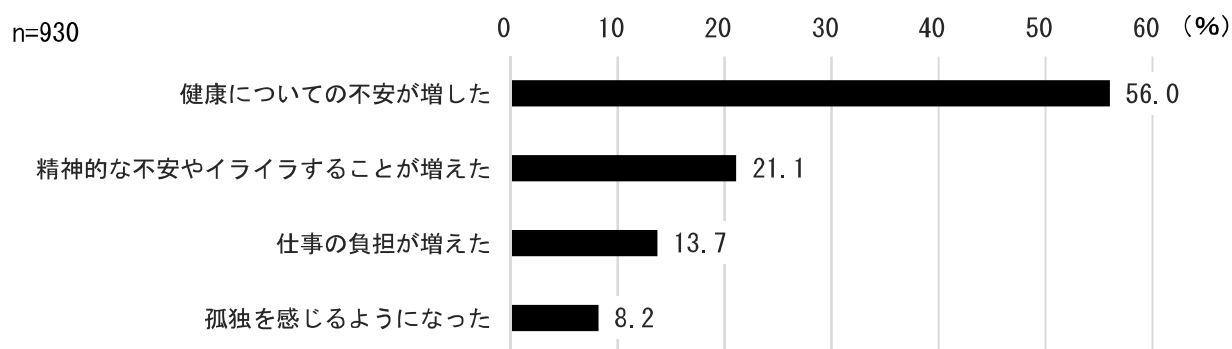
5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康支援

現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大は、市民生活に大きな影響を与えるとともに、今まで潜在化していた多くの課題を浮き彫りにしました。「生理の貧困」においては、生理用ナプキンを購入できないという経済的な生活困窮の問題だけでなく、女性特有の健康課題に対する周囲の理解不足や、女性自身も生理・妊娠・出産等について正しい知識を得られる環境が整っていないことが判明しました。また、令和2（2020）年に開始したパートナーシップ宣誓制度については、現在では全国の多くの自治体に広まっており、今後、制度の充実と性の多様性の更なる理解促進が求められます。

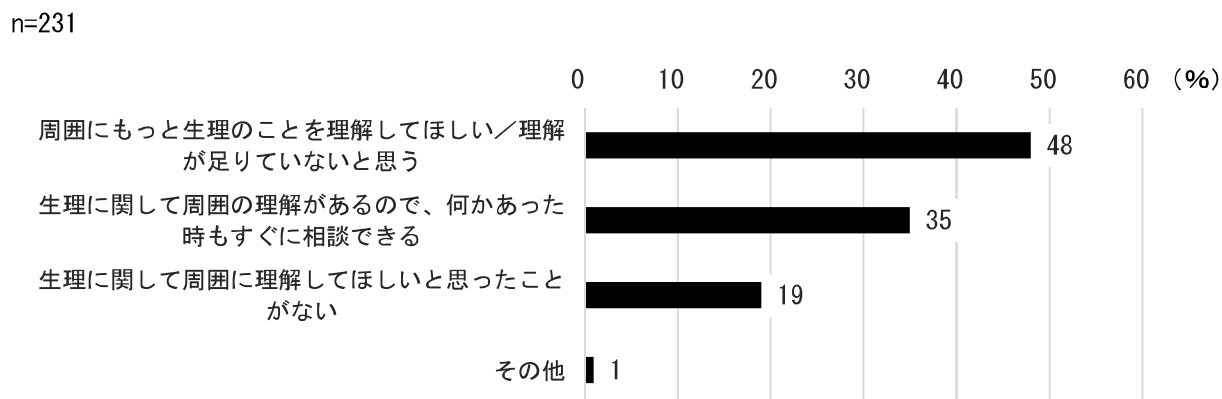
誰もが健康や性について正しい知識を得て、自分の健康や性のあり方を自分自身で決められるよう、様々な情報を得られやすい環境づくりや相談支援体制の構築が必要であると考えます。

■コロナ禍以降、生活や行動にどのような変化がありましたか。



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■生理に対して、日頃どのようなことを感じますか。



資料：令和5年度 浜松市「生理用ナプキンディスペンサー事業」アンケート

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
乳がん検診受診率※	42.0%	60%
子宮頸がん検診受診率※	41.3%	60%
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ啓発事業の満足度	90.4%	95%

※第3次浜松市がん対策推進計画より指標抽出

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
パートナーシップ宣誓制度の宣誓組数	89 組

基本的施策

(15) 生涯を通じたところと体の健康支援

一人ひとりが自身の健康を保持していくために必要な、ところと体の健康支援をします。

【主な取組】

- ①疾病の早期発見・早期治療に向けた検診の実施（乳がん・子宮頸がん検診事業）
- ②H I V/エイズ等の予防のための啓発（啓発・相談事業）
- ③自殺対策の推進（自殺対策連携会議、いのちをつなぐ手紙事業）

(16) 健康課題に関する理解促進と支援

健康や妊娠・出産等について正しく理解し、自らの体のことは自分自身で決めることができるよう、啓発及び支援に努めます。

【主な取組】

- ①女性特有の健康課題に関する啓発及び情報発信
（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ啓発事業、地域企業の健康経営の促進など）
- ②相談支援体制の充実（女性の健康相談、こども家庭センター、こころのほっとラインなど）
- ③妊娠・出産等に関する支援
（不妊治療費（先進医療費）支援事業、妊婦・産婦健康診査、はますくヘルパー利用事業）

(17) 性を正しく理解するための啓発と相談

性について正しく理解し、自らの性を尊重することができるよう、包括的な教育と意識啓発及び相談支援に努めます。

【主な取組】

- ①性に関する正しい理解に向けた包括的な教育及び啓発（啓発講座の開催など）
- ②性別に関係なく相談できる相談窓口の設置（あいホール相談室）

(18) 性の多様性の理解促進

一人ひとりの性を認め合い、誰もが自分らしくいられるよう、多様な性のあり方について理解の促進に努めます。

【主な取組】

- ①性の多様性の理解促進のための啓発（各種講座・研修会の開催など）
- ②パートナーシップ宣誓制度による理解促進
- ③学校教育における性の多様性の理解促進（職員研修など）

Ⅲ 安全・安心なくらしの実現

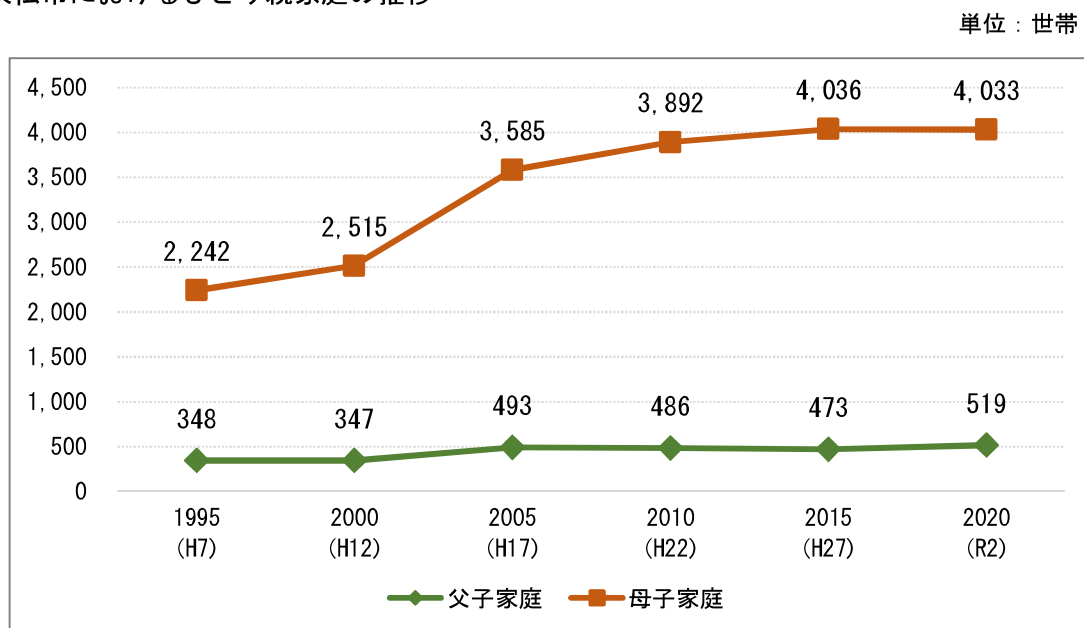
6 生活に困難を抱える人への支援

現状と課題

人口減少や少子高齢化、結婚・離婚等に対する意識の変化が進む中、非正規雇用や単身世帯、ひとり親世帯が増加し、不安定雇用や収入格差による生活困窮、社会的孤立など、市民が抱える困難は複雑化しています。特に母子家庭世帯は、非正規雇用の割合が高く平均年収も低い水準にあることに加え、養育費の確保においても問題を抱えやすい傾向にあります。また、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、若年層に対する支援も重要であると考えます。

ひとり親家庭や高齢者であること、障がいがあること、外国人であることに加え、女性であることで複合的な困難を抱える場合も多く、背景には様々な要因が複雑に絡み合っていることがあります。それぞれの実情に応じたきめ細かな支援が求められます。

■浜松市におけるひとり親家庭の推移



資料：総務省「国勢調査」

■養育費の受取状況

n=457



資料：令和2年度 浜松市 ひとり親に対する実態調査

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
高等職業訓練促進給付金修了者の就職率	100%	100%

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
女性のための法律相談の相談件数	123 件

基本的施策

(19) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり家庭等が自立した生活を送ることができるよう、就業のための支援や相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

①ひとり親家庭等の自立支援と生活意欲の向上

(高等職業訓練促進給付金、養育費取決支援金・養育費確保支援金、ひとり親家庭等生活向上事業など)

②支援制度や相談窓口に関する情報発信

(ひとり親サポートセンター、子ども若者総合相談センター運営事業など)

(20) 生活困窮者、孤独・孤立者の自立支援

生活困窮者及び孤独・孤立者が自立した生活を送ることができるよう、また、貧困の連鎖に陥らないよう、支援や相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

①生活困窮者、孤独・孤立者における貧困の連鎖の防止支援 (はままつ子どもの学習教室ほか)

②生活困窮者、孤独・孤立者に対する相談支援

(生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制整備事業、地域若者サポートステーションはままつ事業)

(21) 女性であることで複合的な困難を抱える人への支援

ひとり親家庭・生活困窮者・高齢者・障がい者・外国人であることなど、様々な問題を背景に複合的な困難を抱えている女性に対する支援を行います。

【主な取組】

①女性への相談支援 (女性相談支援員による相談支援、女性法律相談、関係機関支援連携会議など)

②高齢者・障がい者等への相談支援 (地域包括支援センター総合相談、障害者相談支援事業)

③外国人市民への生活支援 (多文化共生センター運営事業)

④複合差別に対する理解促進 (研修会の開催)

Ⅲ 安全・安心なくらしの実現

7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

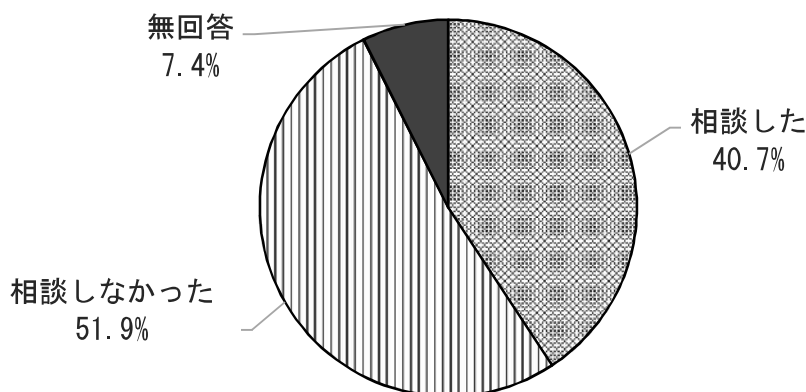
現状と課題

ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。令和5（2023）年度に実施した市民意識調査では、配偶者やパートナーから受けた暴力について、誰にも相談をしなかった人の割合は 51.9%であり、誰かに相談をした人の割合 40.7%を上回る結果となりました。相談しなかった理由についても、「自分さえ我慢すればよい」「相談しても無駄」と考える傾向があり、被害の潜在化が懸念されます。また、DV被害に関する公的機関の相談窓口の認知度は、警察署を除くといずれも低い状況であることが分かりました。

DV被害や様々な問題が潜在化し、さらに被害が大きくなることを防ぐため、被害者を早期に発見し、速やかに支援につなぐことが重要です。そのためには、相談支援機関に関する情報の周知や、DV防止のための意識啓発が求められます。

■配偶者やパートナーなどから受けた暴力について、誰かに相談しましたか。

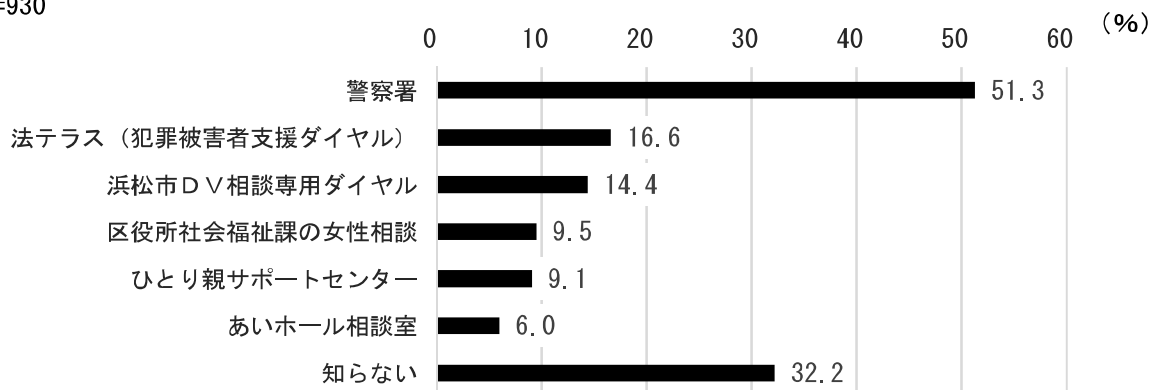
n=135



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

■DVや女性が抱える様々な悩みに関する相談窓口があることを知っていますか。

n=930



資料：令和5年度 浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査

成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
D V 及びデート D V 防止啓発講座の受講者数	1,720 人	5 年間累計 7,500 人

モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
D V 相談専用ダイヤルにおける相談件数	198 件

基本的施策

(22) D V や性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報発信

D V や性暴力等は人権侵害であるという理解を深めるための教育や、相談窓口及び支援に関する情報の発信に努めます。

【主な取組】

- ① 女性の人権尊重意識の啓発（講座・研修会の開催）
- ② 若年層へのデート D V 防止啓発（デート D V 防止啓発出前講座）
- ③ D V 防止や性的同意の重要性等の啓発（女性に対する暴力をなくす運動など）
- ④ 支援制度や相談窓口等に関する情報発信（啓発リーフレット・相談窓口周知カード配布など）

(23) 被害者の相談支援体制の充実

相談支援機関が連携し、暴力の被害が潜在化しないよう、被害者を早期に発見して相談支援に繋ぐとともに、相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ① D V や性暴力等被害者の早期発見（D V 相談専用ダイヤル、あいホール相談室など）
- ② D V 等相談員研修の実施（研修会の開催）
- ③ 関係機関による連携支援（関係機関支援連携会議など）

(24) 被害者の自立に向けた支援の充実

深刻な状況にある被害者の一時避難や、社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ① D V ・性暴力被害者の自立支援
（D V 相談関連証明書発行事務、犯罪被害者等支援事業（見舞金・助成金））
- ② 女性支援事業の実施（女性相談支援員による相談支援）
- ③ 被害者の一時保護のための支援（D V 被害者一時保護支援事業）
- ④ 被害者の個人情報の保護（住民基本台帳事務における支援措置）

第4次浜松市男女共同参画基本計画

令和7（2025）年3月発行

浜松市 市民部 UD・男女共同参画課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

TEL：(053) 457-2561

FAX：(053) 457-2750

E-mail：ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【現行】第3次浜松市男女共同参画基本計画 体系図

関連法	柱	施策の方向性	基本的施策	主な取組
女性活躍推進法	働く力を発揮する	1:仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【重点施策】	(1)	①誰もが働きやすい職場環境づくりの支援 ②市職員の働き方改革
			(2)	①男性の家事・育児などへの参画促進 ②男性の家事や育児などへの参画に対する理解の促進
			(3)	①保育サービスの充実 ②子育てサービスの情報提供 ③放課後児童対策の充実 ④介護にかかる相談窓口の整備及び、サービスの情報提供
			(4)	①女性のキャリア形成への支援 ②女性が活躍できる職場環境づくりの支援
			(5)	①女性のための再就職支援 ②女性の起業支援
			(6)	①家族経営協定締結の啓発・支援 ②農林水産業等における女性の活躍の推進
			(7)	①職場におけるハラスメント防止啓発 ②働く時に関係する法令や制度の周知 ③労働相談事業の実施 ④男女共同参画苦情処理検討委員の配置
		2:労働の場における女性の活躍の推進【重点施策】	(8)	①生涯を通じた男女の健康支援 ②女性の健康問題についての啓発及び支援 ③相談体制の充実 ④HIV/エイズ等の予防のための啓発 ⑤自殺対策の推進
			(9)	①性にに関する正しい知識の提供 ②性の多様性の理解の促進 ③学校教育における性的マイノリティ(LGBT)の児童・生徒への配慮 ④性別に関係なく相談できる相談窓口の設置
		男女共同参画社会基本法	地域で支えあふ	4:政策・方針決定過程への女性の参画拡大【重点施策】
(11)	①地域活動における女性の参画状況の調査・報告 ②地域活動における女性の参画への理解の促進 ③女性の参画促進に向けた意識啓発			
(12)	①女性の参画促進 ②学習機会の情報提供			
5:学校、地域における男女共同参画の推進と国際的理解	(13)			①性別にとらわれない職業選択支援 ②学校教育における男女共同参画の理解促進 ③地域における男女共同参画意識の醸成 ④男女共同参画の視点による配慮
	(14)			①多様な視点を活かした避難所運営 ②男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 ③消防団への女性の参画拡大 ④女性消防吏員の参画拡大 ⑤災害時における女性のための相談体制の充実
	(15)			①男女共同参画推進拠点施設の機能充実
	(16)			①多様な文化の理解と交流活動の促進 ②多文化共生への理解促進及び多文化共生社会の実現 ③世界の動きや国際的な取組等の情報発信
	6:生活に困難を抱える男女への支援			(17)
(18)				①複合差別に対する理解の促進 ②障がい者の相談事業 ③外国人市民への生活支援
7:女性に対するあらゆる暴力の根絶				(19)
	(20)	①DV等被害者の早期発見 ②DV相談員に対する研修の実施 ③関係機関によるネットワーク化		
	(21)	①DV被害者の自立支援 ②女性相談保護事業の実施 ③DV被害者の一時保護のための支援 ④DV被害者の個人情報の保護		

	現行		新
基本的施策数	21	→	24
主な取組数	63	→	71
事業数	124	→	131

【新】第4次浜松市男女共同参画基本計画 体系図(案)

関連法	柱	施策の方向性	基本的施策	主な取組
女性活躍推進法	働く力を発揮する	1:男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革【重点施策】	(1)	①性別にとらわれない職業選択のための学習機会の提供 ②学校教育における男女共同参画の理解促進 ③地域における男女共同参画意識の啓発 ④男女共同参画の視点による配慮の促進
			(2)	①多様な視点を活かした避難所運営 ②男女共同参画の視点による防災学習機会の提供 ③消防団への女性の参画拡大 ④女性消防吏員の参画拡大 ⑤災害時における男女共同参画の視点による支援の充実
			(3)	①男女共同参画推進拠点施設における講座・相談等事業の実施 ②男女共同参画推進拠点施設の管理運営
			(4)	①多文化共生への理解促進 ②世界の動きや国際的な取組等の情報発信
			(5)	①女性委員の登用促進 ②人材育成による女性の参画促進
			(6)	①地域活動における女性の参画促進 ②行政分野における女性の参画促進 ③労働分野における女性の参画促進 ④女性の参画促進に向けた意識啓発
		2:政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(7)	①地域で活躍できる女性の参画促進 ②女性団体等の活動促進 ③女性リーダー育成のための学習機会の情報提供
			(8)	①ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進のための職場環境づくり支援 ②ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関する情報発信
			(9)	①男性の家事・育児参画の啓発 ②男女性の家事・育児参画に関する情報発信
			(10)	①保育サービスの提供 ②子育てサービスの情報提供 ③放課後児童会等の運営 ④介護の相談支援に関するサービス及び情報の提供
男女共同参画社会基本法	地域で支えあふ	3:ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進【重点施策】	(11)	①女性のキャリア形成支援 ②女性が活躍できる職場環境づくり支援
			(12)	①女性のキャリア形成支援 ②女性の再就職支援 ③女性の起業支援
			(13)	①家族経営協定締結の啓発・支援 ②農林水産業等における女性の参画促進
			(14)	①職場におけるハラスメント防止啓発 ②就労に関する法令や制度の周知 ③労働相談事業の実施
			(15)	①疾病の早期発見・早期治療に向けた検診の実施 ②HIV/エイズ等の予防のための啓発 ③自殺対策の推進
			(16)	①女性特有の健康課題に関する啓発及び情報発信 ②相談支援体制の充実 ③妊娠・出産等に関する支援
		4:労働の場における女性の活躍の推進	(17)	①性にに関する正しい理解に向けた包括的な教育及び啓発 ②性別に関係なく相談できる相談窓口の設置
			(18)	①性の多様性の理解促進のための啓発 ②パートナーシップ宣誓制度による理解促進 ③学校教育における性の多様性の理解促進
			(19)	①ひとり親家庭等の自立支援と生活意欲の向上 ②支援制度や相談窓口に関する情報発信
			(20)	①生活困窮者、孤独・孤立者における貧困の連鎖の防止支援 ②生活困窮者、孤独・孤立者に対する相談支援
DV防止法	社会が支える	5:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った健康支援【重点施策】	(17)	①女性への相談支援 ②高齢者・障がい者等への相談支援 ③外国人市民への生活支援 ④複合差別に対する理解促進
			(18)	①女性の権利尊重意識の啓発 ②若年層へのDV防止意識の醸成 ③DV防止や性的同意の重要性等の啓発 ④支援制度や相談窓口等に関する情報発信
			(19)	①DVや性暴力等被害者の早期発見 ②DV等相談員研修の実施 ③関係機関による連携支援
			(20)	①DV・性暴力被害者の自立支援 ②女性支援事業の実施 ③被害者の一時保護のための支援 ④被害者の個人情報の保護
			(21)	①ひとり親家庭等の自立支援と生活意欲の向上 ②支援制度や相談窓口に関する情報発信
			(22)	①生活困窮者、孤独・孤立者における貧困の連鎖の防止支援 ②生活困窮者、孤独・孤立者に対する相談支援
		6:生活に困難を抱える人への支援	(23)	①女性への相談支援 ②高齢者・障がい者等への相談支援 ③外国人市民への生活支援 ④複合差別に対する理解促進
			(24)	①女性の権利尊重意識の啓発 ②若年層へのDV防止意識の醸成 ③DV防止や性的同意の重要性等の啓発 ④支援制度や相談窓口等に関する情報発信
			(25)	①DVや性暴力等被害者の早期発見 ②DV等相談員研修の実施 ③関係機関による連携支援
			(26)	①DV・性暴力被害者の自立支援 ②女性支援事業の実施 ③被害者の一時保護のための支援 ④被害者の個人情報の保護

(案)

第 4 次浜松市男女共同参画基本計画

【資料編】



目 次

I 浜松市の状況

1 総人口・世帯数の推移	1
2 将来推計人口	2
3 人口移動の推移	3
4 人口構造の変化	4
5 婚姻・離婚の状況	5
6 合計特殊出生率	6
7 家族形態の変化	6
8 女性の就業の状況	7
9 共働きの状況	8

II 基本的施策と取組内容

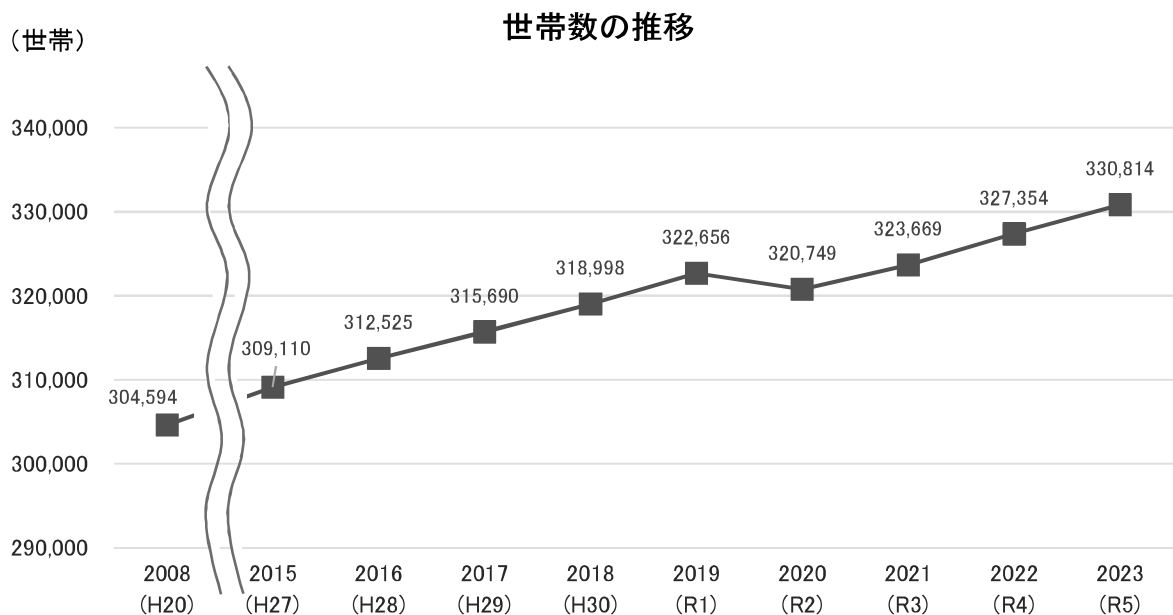
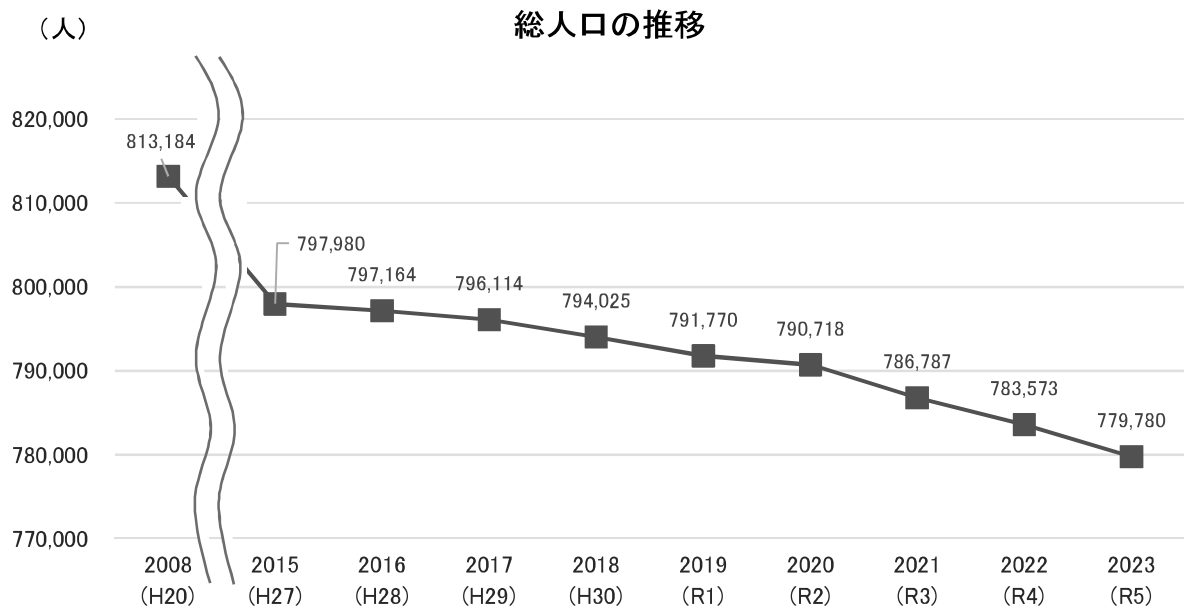
1 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	9
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	11
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	13
4 労働の場における女性活躍の推進	15
5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） の視点に立った健康支援	17
6 生活に困難を抱える人への支援	20
7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	22

I 浜松市の状況

1 総人口・世帯数の推移

本市の総人口は2008(平成20)年をピークに人口減少の傾向にあります。2023(令和5)年の総人口は779,780人であり、2008(平成20)年の813,184人から33,404人の減少となっています。

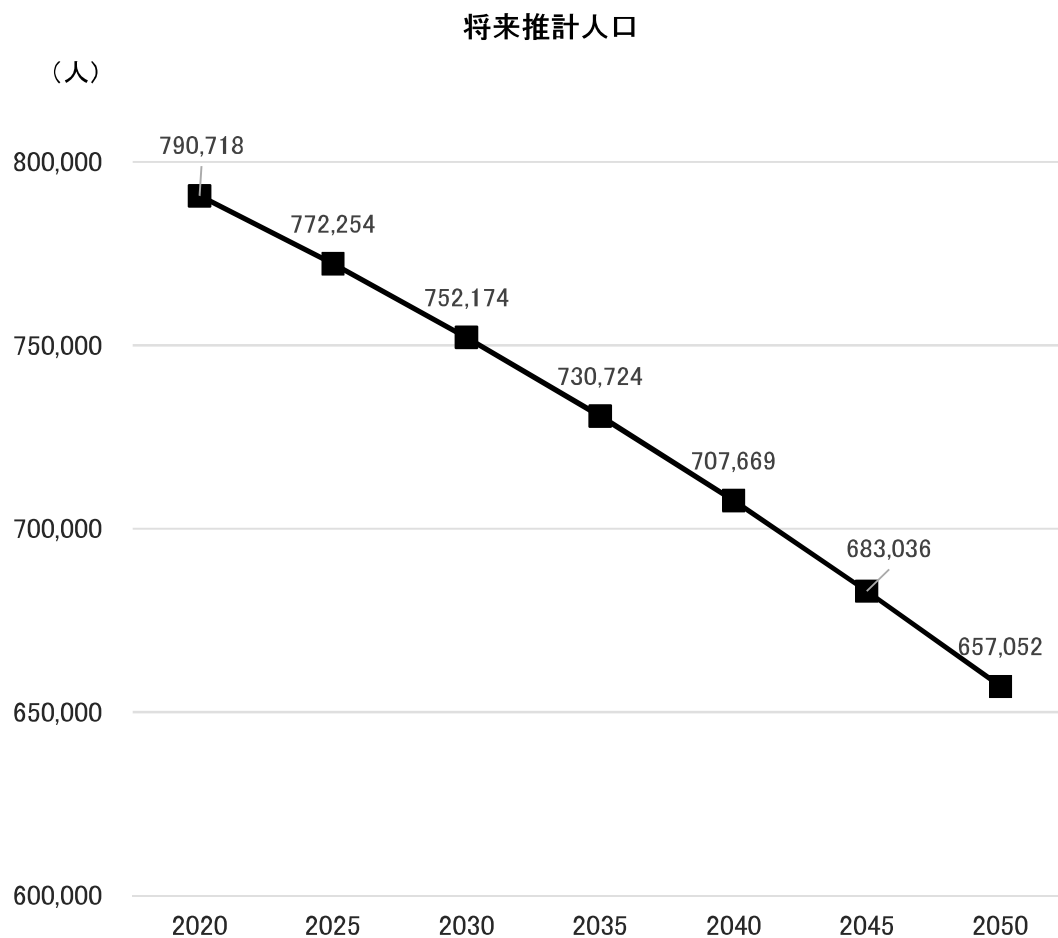
一方、世帯数は増加傾向にあります。2023(令和5年)の世帯数は330,814世帯であり、2008(平成20)年の304,594世帯から26,220世帯の増加となっています。



資料：浜松市統計書「人口の推移」及び総務省「国勢調査」

2 将来推計人口

本市の人口は減少傾向にあり、2020 年の 790,718 人から、2040 年代の前半には 70 万人を下回り、2050 年には約 65 万 7 千人となることが見込まれます。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」

3 人口移動の推移

本市の転出・転入に伴う人口移動については、若年層において転出超過の状態にあり、特に15歳から19歳において最も多い状況です。また、20～24歳では、男性は転入超過であるのに対し、女性は転出超過の状況となっています。

5歳階級別の男女別人口移動（転入超過数）の推移【40歳未満】

女性

(人)

年次	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
2010 (H22)	△ 34	△ 55	△ 12	△ 214	△ 42	42	21	△ 58
2011 (H23)	11	△ 23	△ 31	△ 154	△ 55	107	21	30
2012 (H24)	△ 75	△ 4	△ 8	△ 113	△ 70	21	21	△ 11
2013 (H25)	△ 5	△ 82	△ 13	△ 139	△ 97	193	△ 19	△ 28
2014 (H26)	△ 75	△ 58	4	△ 131	△ 73	△ 57	46	△ 38
2015 (H27)	△ 94	△ 40	△ 10	△ 131	△ 89	△ 21	62	△ 36
2016 (H28)	△ 81	△ 33	19	△ 124	△ 280	△ 103	28	13
2017 (H29)	△ 42	△ 25	△ 3	△ 178	△ 205	69	△ 17	56
2018 (H30)	△ 42	△ 61	△ 5	△ 205	△ 242	△ 70	△ 40	△ 39
2019 (R1)	△ 16	△ 18	△ 19	△ 233	△ 166	△ 48	△ 12	△ 5
2020 (R2)	△ 25	34	△ 9	△ 184	△ 269	△ 104	41	73
2021 (R3)	△ 18	19	13	△ 206	△ 153	81	△ 58	16
2022 (R4)	△ 20	△ 19	△ 13	△ 265	△ 193	△ 17	73	36

男性

(人)

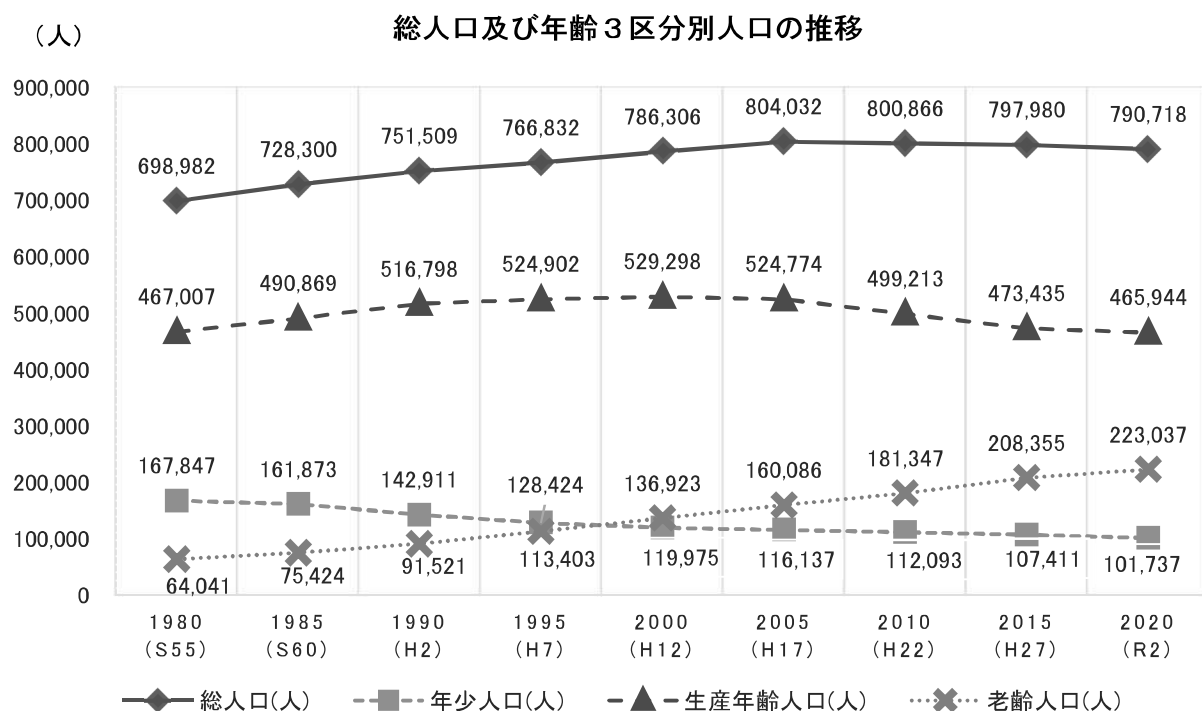
年次	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
2010 (H22)	△ 66	△ 35	△ 10	△ 195	125	△ 64	13	△ 39
2011 (H23)	△ 3	△ 45	△ 30	△ 222	49	190	63	△ 19
2012 (H24)	△ 88	△ 33	30	△ 173	138	142	41	△ 2
2013 (H25)	△ 47	1	△ 25	△ 193	21	77	△ 23	10
2014 (H26)	△ 24	△ 17	△ 18	△ 164	210	108	23	△ 76
2015 (H27)	△ 27	△ 68	15	△ 216	110	76	△ 39	13
2016 (H28)	△ 5	10	1	△ 203	5	△ 20	△ 50	△ 23
2017 (H29)	14	15	38	△ 195	64	54	△ 52	15
2018 (H30)	△ 183	△ 22	△ 15	△ 292	20	50	△ 16	△ 61
2019 (R1)	△ 8	△ 46	9	△ 229	20	△ 86	△ 38	△ 39
2020 (R2)	△ 23	△ 29	△ 26	△ 216	110	67	49	20
2021 (R3)	△ 35	30	4	△ 358	118	△ 14	7	50
2022 (R4)	△ 15	△ 50	△ 7	△ 248	199	△ 1	7	△ 4

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

4 人口構造の変化

本市の人口構造を見ると、年少人口（0～14歳）は、2020（令和2）年に101,737人となっており、1980（昭和55）年の167,847人と比較すると66,110人の減少となっています。生産年齢人口（15～64歳）は、2020（令和2）年に465,944人となっており、1980（昭和55）年の467,077人と比較すると1,133人の減少となっています。一方で、高齢人口（65歳以上）は2020（令和2）年に223,037人となっており、1980（昭和55）年の64,041人から158,996人の増加となっています。

年少人口及び生産年齢人口の減少に対し、高齢人口が増加しており、高齢従属人口指数（生産年齢人口100人で支える高齢人口の数）は、1980（昭和55）年の13.7から2020（令和2）年は47.9へと上昇しており、人口減少社会の到来とともに、高齢社会へと人口構造が大きく変化しています。



年齢3区分別人口及び比率の変化

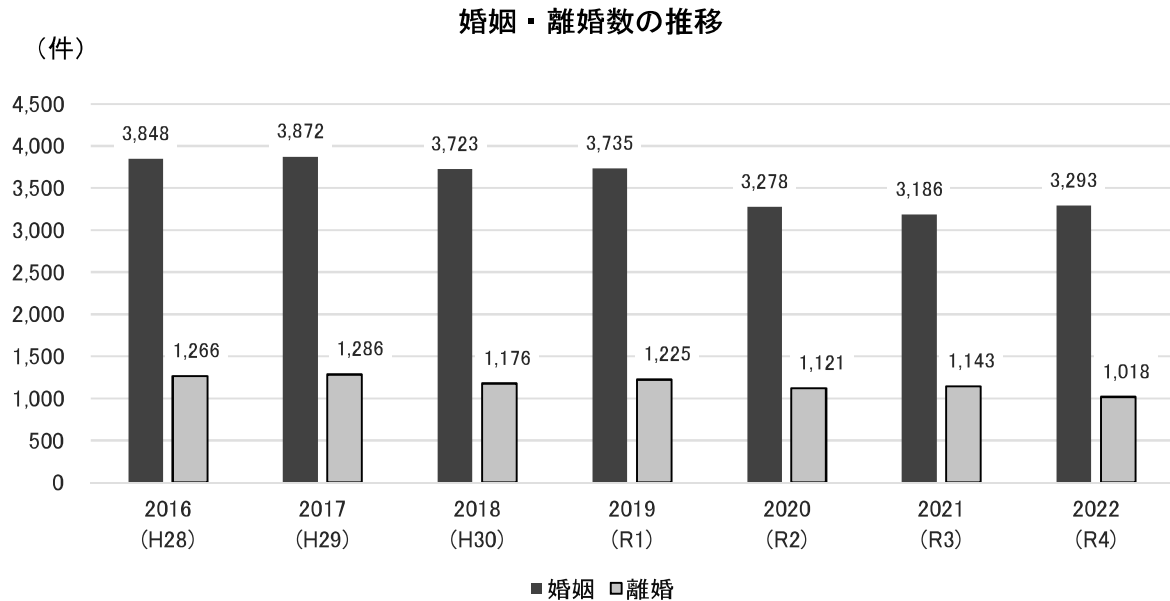
年次	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
総人口(人)	698,982	728,300	751,509	766,832	786,306	804,032	800,866	797,980	790,718
年少人口(人)	167,847	161,873	142,911	128,424	119,975	116,137	112,093	107,411	101,737
生産年齢人口(人)	467,007	490,869	516,798	524,902	529,298	524,774	499,213	473,435	465,944
高齢人口(人)	64,041	75,424	91,521	113,403	136,923	160,086	181,347	208,355	223,037
年少人口比率(%)	24.0%	22.2%	19.0%	16.7%	15.3%	14.4%	14.0%	13.5%	12.9%
生産年齢人口比率(%)	66.8%	67.4%	68.8%	68.5%	67.3%	65.3%	62.3%	59.3%	58.9%
高齢人口比率(%)	9.2%	10.4%	12.2%	14.8%	17.4%	19.9%	22.6%	26.1%	28.2%
高齢従属人口指数	13.7	15.4	17.7	21.6	25.9	30.5	36.3	44.0	47.9

資料：総務省「国勢調査」

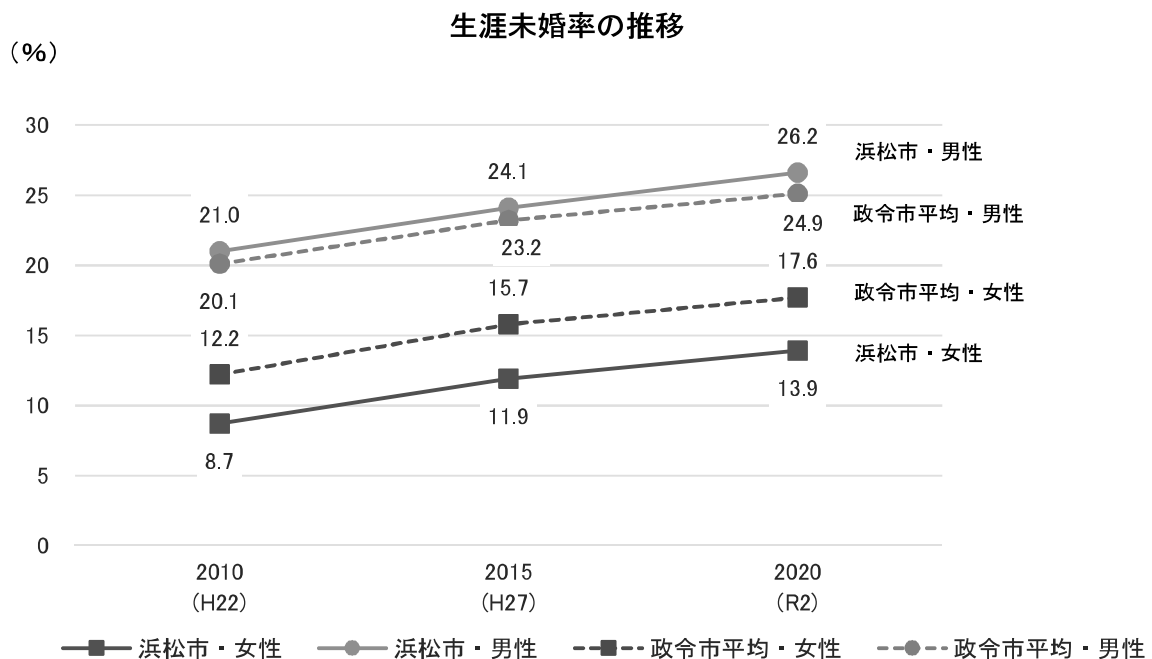
5 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数は2019(令和元)年まで3,800件前後で推移していましたが、2020(令和2)年以降は3,200件前後に減少しました。2016(平成28)年の3,848件から2022(令和4)年は3,293件と555件の減少となっています。

本市の生涯未婚率は女性に比べて男性の方が高く、女性・男性ともに上昇傾向が続いている状況です。また、本市の男性の生涯未婚率は政令市平均を上回っている一方で、女性は政令市平均を下回っています。



資料：浜松市統計書

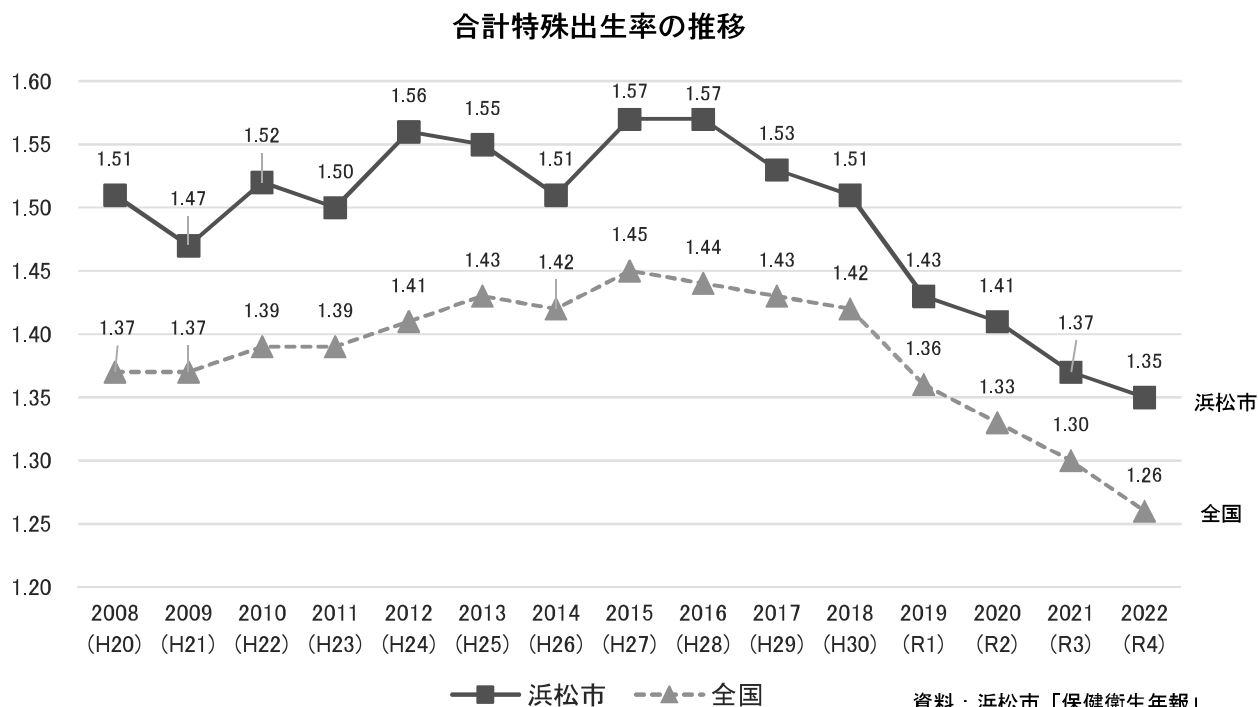


資料：総務省「国勢調査」

生涯未婚率…50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合。45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値から算出する。

6 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、2015（平成 27）年までは上下を繰り返しながら緩やかな上昇傾向にありましたが、それ以降は下降傾向に転じ、2022（令和 4）年には 1.35 となりました。全国も同様の傾向にあります。



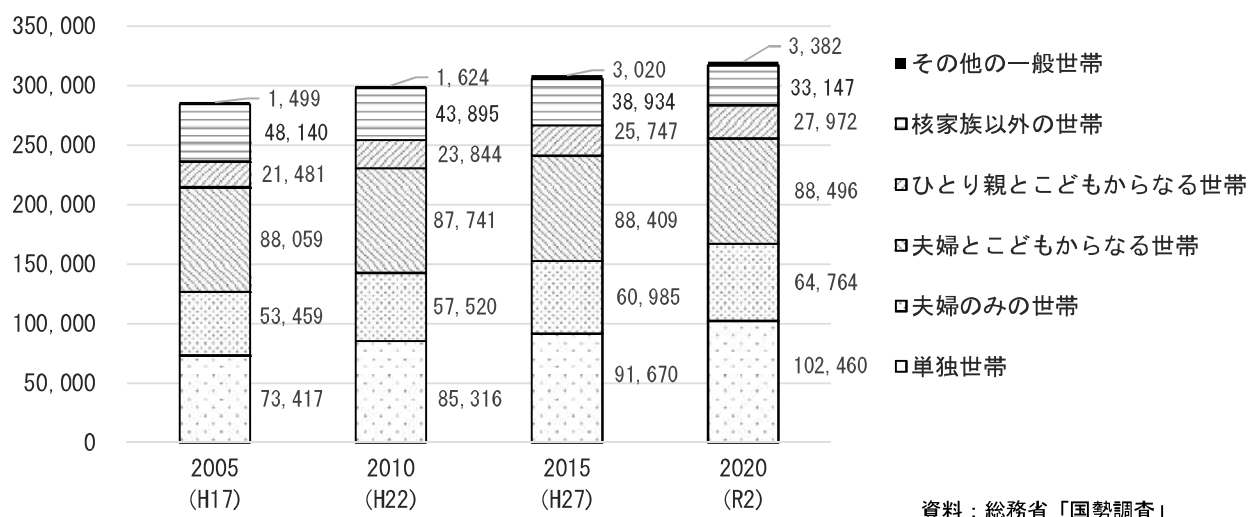
合計特殊出生率…15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを表している。

7 家族形態の変化

本市の世帯数は増加傾向にありますが、家族類型別の推移をみると、中でも「単独世帯」が大きく増加しています。「夫婦のみの世帯」や「ひとり親と子どもからなる世帯」などが増えて家族の多様化が進む一方で、夫婦と子どもと親（三世代同居）などの「核家族以外の世帯」は減少傾向にあります。

（世帯）

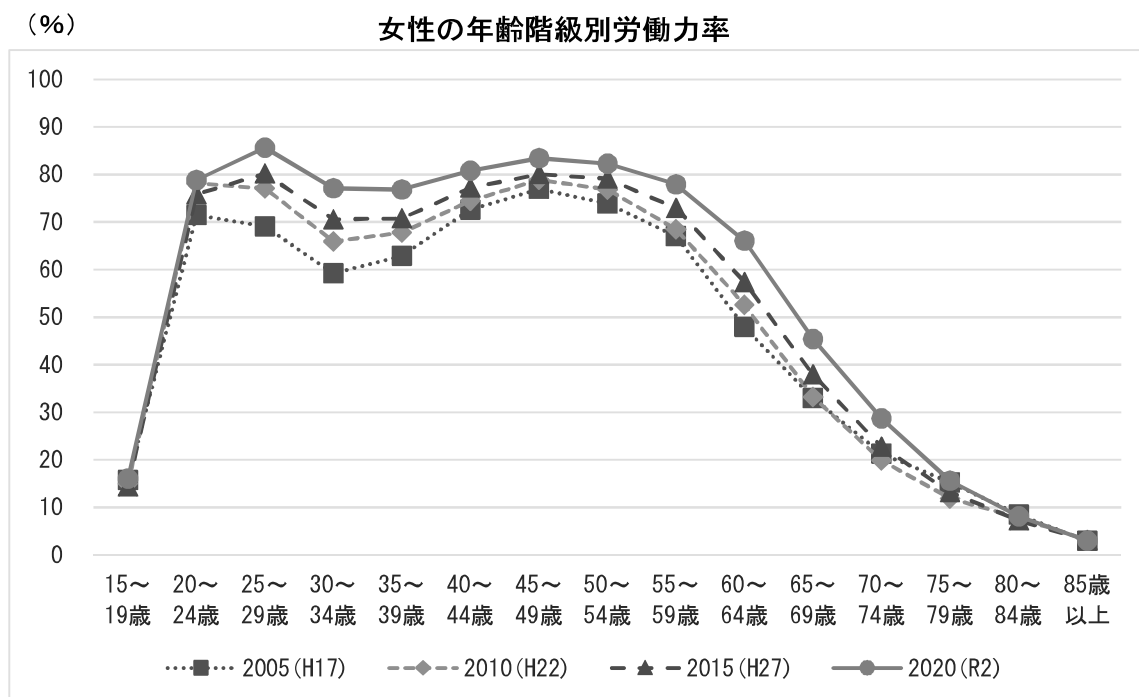
世帯の家族類型別一般世帯の推移



8 女性の就業の状況

女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦下降し、その後、育児が落ち着いた頃に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描く傾向にあります。

本市の女性の年齢階級別の労働力率は、M字カーブの底となる30歳から34歳において、2005（平成17）年から2020（令和2）年にかけて約2割上昇しており、カーブが緩やかになっている状況です。また、全年齢において労働力率は上昇しています。



労働力率＝労働人口／（労働人口＋非労働人口）×100

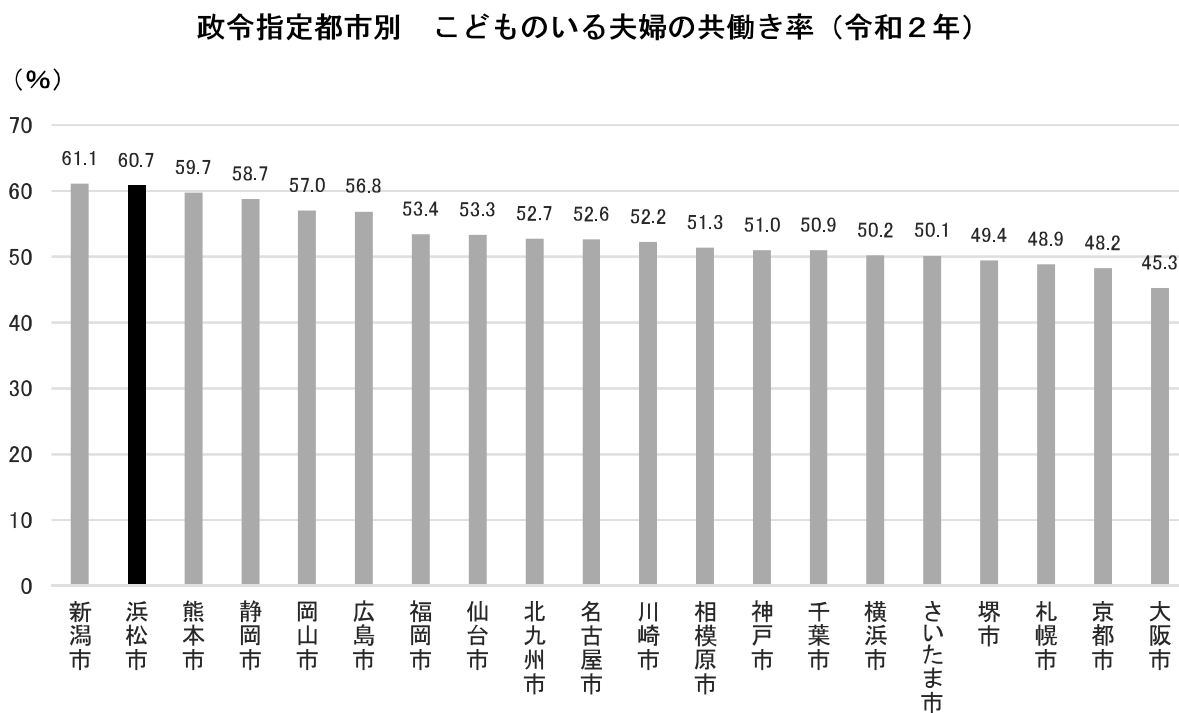
(%)

年齢	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
15～19歳	15.7	15.0	14.4	16.0
20～24歳	71.5	78.1	75.8	78.8
25～29歳	69.1	77.1	80.2	85.6
30～34歳	59.2	65.9	70.6	77.1
35～39歳	62.9	67.8	70.8	76.8
40～44歳	72.6	74.5	77.2	80.8
45～49歳	76.9	78.9	80.1	83.5
50～54歳	73.8	76.8	79.1	82.3
55～59歳	67.0	68.5	72.9	77.9
60～64歳	48.0	52.6	57.4	66.1
65～69歳	32.9	33.2	37.9	45.4
70～74歳	21.3	19.9	22.7	28.7
75～79歳	15.2	11.9	13.2	15.6
80～84歳	8.4	7.8	7.2	8.1
85歳以上	2.9	3.1	3.1	3.0

資料：総務省「国勢調査」

9 共働きの状況

2020（令和2）年の本市のこどものいる夫婦の共働き率は60.7%であり、政令指定都市の中で2番目に高い割合となっています。



こどものいる夫婦の共働き率＝夫、妻ともに就業世帯（こどもあり）／夫婦のいる一般世帯（こどもあり）×100

資料：総務省「国勢調査（令和2年）」

Ⅱ 基本的施策と取組内容

1 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革

◆成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
男女共同参画にかかる講座の理解度	81.8%	90%

◆モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に否定的な人の割合	61.5%

◆基本的施策

(1) 男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実

主な取組	事業内容	所管課
性別にとらわれない職業選択のための学習機会の提供	児童・生徒が、性別に縛られず自由な職業選択ができるよう、様々な分野の魅力を伝えるための学習機会を提供します。	UD・男女共同参画課
学校教育における男女共同参画の理解促進	学校教育において、赤ちゃんとその保護者との交流体験を実施し、次世代を担うこどもたちに男女がともに育児に関わっていくことの大切さを学ぶ機会を提供します。	子育て支援課
	男女共同参画の視点に配慮した学習指導ができるよう、教職員を対象に男女共同参画をテーマとした研修会を実施します。	UD・男女共同参画課
地域における男女共同参画意識の啓発	市民団体、学校、企業等が開催する男女共同参画意識向上のための学習会に講師を派遣します。	UD・男女共同参画課
	男女共同参画意識啓発のための情報誌を発行します。	UD・男女共同参画課
	男女共同参画週間中（毎年6月23日から29日まで）に合わせ、市役所ロビーやバス・電車内の電光掲示板等を利用した意識啓発を行います。	UD・男女共同参画課
男女共同参画の視点による配慮の促進	市職員を対象に男女共同参画を理解するための研修を実施し、各事務事業において男女共同参画の視点に配慮するよう促します。	UD・男女共同参画課
	市民が目にする広告物や刊行物等について、男女共同参画の視点で審査・助言します。	UD・男女共同参画課

（２）男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

主な取組	事業内容	所管課
多様な視点を活かした避難所運営	被災時に誰もが安心して避難所生活を送れるよう、多様なニーズに対応した避難所運営を目指します。	危機管理課
男女共同参画の視点による防災学習機会の提供	男女共同参画の視点に配慮した避難所運営等の被災者支援を行うため、地域防災リーダー育成のための研修会を実施します。	危機管理課
	防災対策における男女共同参画担当部署と防災担当部署の連携強化を図ります。	危機管理課 ＵＤ・男女共同参画課
消防団への女性の参画拡大	地域における防災力を強化するため、女性の消防団への加入を促す広報活動や受け入れに必要な活動環境の整備を行います。	消防総務課
女性消防吏員の参画拡大	防災分野における女性の参画を促進するため、女性消防吏員の職域拡大や採用拡大に向けた取組を行います。	消防総務課
災害時における男女共同参画の視点による支援の充実	災害時において、女性の被害が潜在化しないよう、相談支援の充実を図ります。	ＵＤ・男女共同参画課

（３）男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実

主な取組	事業内容	所管課
男女共同参画推進拠点施設における講座・相談等事業の実施	市民ニーズに適った各種講座や相談事業等を実施するなど、男女共同参画推進を図る拠点施設としての機能充実を図ります。	ＵＤ・男女共同参画課
男女共同参画推進拠点施設の管理運営	男女共同参画推進拠点施設の管理運営を行います。 【新規】	ＵＤ・男女共同参画課

（４）男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信

主な取組	事業内容	所管課
多文化共生への理解促進	外国人市民団体等の文化的活動や創造的活動の表現の場としてインターナショナルフェスティバルを開催し、日本人市民と外国人市民の交流を促進するとともに、多文化共生都市・浜松を全国に発信します。	国際課
	外国人集住都市会議への参画を通じ、外国人住民に係る様々な課題の解決や、外国人住民の多様性を都市の活性化につなげる施策等の調査・研究を行い、国等へ提言として発信します。	国際課
世界の動きや国際的な取組等の情報発信	男女共同参画に関する国際的な動きや各国における先進的な取組事例について、情報を発信します。	ＵＤ・男女共同参画課

2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

◆成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
審議会等の附属機関の委員に占める女性の割合	35.6%	40%以上 60%以下
女性人材育成講座の修了者数	91 人	133 人 (+7 人/年)

◆モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
自治会長に占める女性の割合	0.67%
P T A会長に占める女性の割合	18.18%

◆基本的施策

(5) 審議会等への女性の参画拡大

主な取組	事業内容	所管課
女性委員の登用促進	附属機関の設置や運営状況等を調査し、委嘱委員における女性登用率を公表します。	政策法務課 U D・男女共同参画課
	市の政策や方針決定に深くかかわる附属機関において男女共同参画を推進するため、委員選任時における事前協議及びチェックリスト活用等により、女性委員の登用促進を図ります。	政策法務課 U D・男女共同参画課
	審議会等への女性登用を促進するため、女性人材リストの活用を促します。	U D・男女共同参画課
人材育成による女性の参画促進	地域やP T A、審議会等、様々な分野で活躍できる女性の人材を育成するための講座等を開催します。	U D・男女共同参画課

(6) あらゆる分野における女性の参画拡大

主な取組	事業内容	所管課
地域活動における女性の参画促進	自治会やP T Aにおける女性の参画状況を把握するため、年度ごとに調査を行い、報告します。	U D・男女共同参画課
	地域活動における女性の参画に対する市民の理解を深めるため、各種講座等において、自治会活動や地域活動に性別、年齢、国籍などを問わず、多様な人々が参画することの重要性を伝えます。【新規】	市民協働・地域政策課
行政分野における女性の参画促進	行政における女性参画を促進するため、市の女性職員スキルアップ研修や女性職員キャリアアシスト研修を実施します。	人事課
労働分野における女性の参画促進	労働の場における女性参画を促進するため、女性を対象としたキャリア形成や継続就業の意義を伝える講座等を開催します。	U D・男女共同参画課
女性の参画促進に向けた意識啓発	様々な分野における女性の参画促進につながるよう、意識啓発のための情報誌を発行します。【再掲】	U D・男女共同参画課

(7) 女性の人材育成にかかる施策の充実

主な取組	事業内容	所管課
地域で活躍できる女性の 人材育成	地域で活躍できる女性の人材を育成するための講座等を開催します。【再掲】	UD・男女共同参画課
	地域で活動する市民団体等と協働で事業を実施することで、地域における女性リーダーの育成を図ります。	UD・男女共同参画課
女性団体等の活動促進	浜松市、豊橋市、飯田市による女性交流会を通して、地域における女性団体の活動促進を図ります。	UD・男女共同参画課
	地域において男女共同参画推進に関する活動を行う市民団体等の支援を行います。【新規】	UD・男女共同参画課
女性リーダー育成のための 学習機会の情報提供	国や県等が主催する女性リーダー育成研修等の学習機会の情報提供をします。	UD・男女共同参画課

3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

◆成果指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	139 社	調整中
保育施設利用定員数	17,455 人	調整中
放課後児童会利用定員数	7,777 人	調整中

◆モニタリング指標

項目	現状値（R5）
男性が平日に家事や育児等に従事する平均時間	1 時間 24 分

◆基本的施策

（８）誰もが働きやすい職場環境づくりの支援

主な取組	事業内容	所管課
ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進のための職場環境づくり支援	職場におけるワーク・ライフ・バランス等の推進を側面的に支援するため、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所にアドバイザーを派遣します。	産業振興課
	市職員が婚姻等により改姓した後も継続して改姓前の姓を職務上使用できる旧姓使用制度について、周知・啓発を図ります。	人事課 UD・男女共同参画課
	市職員の休暇取得の促進などの働き方改革に取り組めます。	人事課
	企業の働き方改革に対する意識の醸成を図り、誰もが働きやすい労働・雇用環境づくりを推進するため、企業を対象としたセミナーを実施します。【新規】	産業振興課
ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関する情報発信	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む事業所を認証し、積極的な取組が他の事業所へ波及するよう取組内容をホームページ等で紹介します。	産業振興課

（９）男性の家事・育児等への参画と理解の促進

主な取組	事業内容	所管課
男性の家事・育児参画の啓発	男性の家事や育児などへの参画を促すための講座等を開催します。	UD・男女共同参画課
	はじめての出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児の準備をするための必要な知識を提供します。	健康増進課

主な取組	事業内容	所管課
男性の家事・育児参画の啓発	保護者が、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じつつ、健全な家庭教育が実現できるよう支援するため、市内の未就学児童の父親向け講座を開催します。 【新規】	こども若者政策課
	市職員が育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを進め、男性職員の育児参画を促進します。	人事課
	誰もが活躍できる職場環境づくりを進めるため、市の新任所属長を対象として、働き方改革やイクボスの趣旨を学ぶ「イクボス研修」を行います。	人事課
男性の家事・育児参画に関する情報発信	男性が家事・育児等へ参画することに対する理解を促すため、情報誌等による啓発を行います。【再掲】	UD・男女共同参画課

(10) 多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実

主な取組	事業内容	所管課
保育サービスの提供	待機児童ゼロを維持するため、認定こども園や保育所等の適正な定員を確保します。	幼保支援課
	保護者の子育てと就労との両立を支援するため、認定こども園や保育所において延長保育を行います。	幼保支援課
	仕事と子育てが両立できる環境を整えるため、事業所内保育所等の設置を促進します。	幼保支援課
	仕事と子育てが両立できる環境を整えるため、病児・病後児保育事業の設置を促進します。【新規】	幼保支援課
子育てサービスの情報提供	子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進するため、子育て家庭の交流の促進、子育てについての情報提供等を行う場を設置します。【新規】	子育て支援課
	子育て情報ポータルサイトの運営や子育て情報誌等での情報提供により、子育て支援に関する施策、制度に関する情報を提供します。	こども若者政策課
放課後児童会の運営	就労等により昼間保護者がいない小学生を対象に、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。	教育総務課
介護の相談支援に関するサービス及び情報の提供	高齢者やその家族の総合相談窓口として、地域包括支援センターにおいて関係機関との連携を図り、必要な支援につなげます。	高齢者福祉課
	介護サービスが利用しやすいよう、サービスの情報を広く提供します。	介護保険課

4 労働の場における女性活躍の推進

◆成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
市管理職員に占める女性の割合※	10.6%	15% (R7)
就職支援女性の就業率	55.0%	調整中

※はままつ女性職員活躍応援プラン（R3～7年度）より指標抽出

◆モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
女性起業家延べ数（起業家カフェ）	301人
家族経営協定の延べ新規認定締結数	285件

◆基本的施策

（11）働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援

主な取組	事業内容	所管課
女性のキャリア形成支援	労働の場における女性活躍を促進するため、女性を対象としたキャリア形成や継続就業の意義を伝える講座等を開催します。【再掲】	UD・男女共同参画課
	市の女性職員や育児休業から復帰する職員の活躍支援のための研修を実施します。【再掲】	人事課
女性が活躍できる職場環境づくり支援	事業所等に社会保険労務士等を派遣し、女性が職場で活躍できる環境づくりを支援します。【再掲】	産業振興課
	従業員等のヘルスリテラシーの向上や健康に働くことができる環境づくりに取り組む健康経営優良認定法人数の増加を目指し、官民連携による健康経営啓発事業等を実施します。【新規】	ウェルネス推進事業本部

（12）女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援

主な取組	事業内容	所管課
女性の再就職支援	就職に必要な知識の習得やスキル向上の機会を提供し、就職を希望する女性の就労を支援します。	産業振興課
	住民に身近な会場で就職や保育に関する情報提供や個別相談を行う「ママの働くための出張講座」事業を実施し、女性の再就職を支援します。	子育て支援課
女性の起業支援	起業や新事業展開支援の総合窓口として「はままつ起業家カフェ」を運営し、女性の起業を支援します。	産業振興課

(13) 農林水産業等における女性の参画促進

主な取組	事業内容	所管課
家族経営協定締結の啓発・支援	家族間のパートナーシップを確立し、魅力ある農業経営をめざすため、家族経営協定の締結を促します。	農業振興課
農林水産業等における女性活躍の情報発信	障がい者や高齢者、女性等多様な担い手の農業参画機会の創出と農業の活性化を図るため、モデル事業の調査・研究、普及啓発等を行います。【新規】	農業水産課

(14) 労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発

主な取組	事業内容	所管課
職場におけるハラスメント防止啓発	職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等のハラスメント防止に向け、企業等が企画する学習会に講師を派遣します。【再掲】	UD・男女共同参画課
	市の組織において、ハラスメント等のない職場環境づくりのため、職場における相談員を育成します。	人事課
就労に関する法令や制度の周知	誰もが働きやすい職場環境をつくるため、労働関連制度等について、浜松就職・転職ナビ JOB はま！を活用して周知啓発を行います。	産業振興課
労働相談事業の実施	労働条件に関する問題や働く上での疑問や問題点について専門家による相談を実施します。	産業振興課

5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） の視点に立った健康支援

◆成果指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
乳がん検診受診率※	42.0%	60%
子宮頸がん検診受診率※	41.3%	60%
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ啓発事業の満足度	90.4%	95%

※第3次浜松市がん対策推進計画より指標抽出

◆モニタリング指標

項目	現状値（R5）
パートナーシップ宣誓制度の宣誓者数	89 組

◆基本的施策

（15）生涯を通じたところと体の健康支援

主な取組	事業内容	所管課
疾病の早期発見・早期治療に向けた検診の実施	疾病の早期発見・早期治療を目的に、乳がん・子宮頸がん検診等の受診率の向上に向けた取組を実施します。	健康増進課
H I V / エイズ等の予防のための啓発	エイズ等について、予防のための啓発活動を実施します。	生活衛生課
	性感染症検査（H I V ・梅毒）を実施するとともに、相談に応じます。	生活衛生課
自殺対策の推進	関係機関が連携する「自殺対策連携会議」を開催し、自殺対策の総合的な推進を図ります。	健康医療課
	悩みを抱える人の相談や普及啓発事業等を行い、自殺対策の推進を図ります。【新規】	健康医療課 精神保健福祉センター

(16) 健康課題に関する理解促進と支援

主な取組	事業内容	所管課
女性特有の健康課題に関する啓発及び情報発信	市職員を対象に、職域における生理や女性特有の健康に関する知識の希薄さを解消し、働きやすい職場環境づくりを促進するための研修等を実施します。	UD・男女共同参画課
	市民や学校、企業等を対象に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発のためのイベントや出前講座、人材育成等を実施します。	UD・男女共同参画課
	女性が必要とする相談窓口や支援制度等に関する情報を集約し、情報発信します。【新規】	UD・男女共同参画課
	従業員等のヘルスリテラシーの向上や健康に働くことができる環境づくりに取り組む健康経営優良認定法人数の増加を目指し、官民連携による健康経営啓発事業等を実施します。【再掲】	ウェルネス推進事業本部
相談支援体制の充実	相談者の健康増進を支援するため、健康に関する個別の相談に応じます。	健康増進課
	女性の各ライフステージの相談や予期せぬ妊娠、不妊、望まない妊娠（性的同意のない性行為によるものも含む）等の相談に、専用ダイヤル及びメールで助産師・保健師が対応します。	健康増進課
	各こども家庭センターで保健師・助産師が親子（母子）健康手帳交付時に妊婦の状況把握を行い、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。【新規】	健康増進課
	男性が抱える家庭や仕事の悩みごと等について、男性相談員による相談を行います。	UD・男女共同参画課
	様々な相談事業の情報を集約し、利用しやすい情報提供を行います。	健康医療課
	様々なこころの悩みについての電話相談を行います。【新規】	精神保健福祉センター
妊娠・出産等に関する支援	不妊に悩む方への不妊治療（先進医療費）を支援します。	健康増進課
	妊婦の安全な分娩と妊娠・出産にかかる経済的不安の解消及び産婦の産後うつや虐待予防等のため、妊婦・産婦に対して健康診査を行います。	健康増進課
	妊婦や子育て家庭の不安や負担軽減のため、家事・育児を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行います。	子育て支援課

(17) 性を正しく理解するための啓発と相談

主な取組	事業内容	所管課
性に関する正しい理解に向けた包括的な教育及び啓発	中学生から大学生、企業に勤める若者を対象に、性や健康づくり等について正しく理解し、将来のライフプランをふまえた健康づくりを実践できるよう、未来の自分を考える講座を開催します。	健康増進課
	中学２年生を対象に、性に関する正しい知識等を提供し、自分自身の健康を自ら守ることを目的に教室を実施します。	健康増進課
	高校生を対象に、性に関する正しい知識等を提供し、自分自身の健康を自ら守ることを目的に講座を開催します。	健康増進課
性別に関係なく相談できる相談窓口の設置	男女共同参画推進を図る拠点施設において、性別に関係なく相談できる相談事業を実施します。	ＵＤ・男女共同参画課

(18) 性の多様性の理解促進

主な取組	事業内容	所管課
性の多様性の理解促進のための啓発	市民を対象に、人権問題として性の多様性の理解を促進するための講座等を開催します。	福祉総務課（人権啓発センター）
	市職員を対象に、性の多様性など、様々な人権問題に対する理解と認識を深めるための研修を行います。	福祉総務課（人権啓発センター）
	市職員における性の多様性の理解促進を図るため、「多様な性への理解を深め行動するための職員ハンドブック」等による啓発を行います。	ＵＤ・男女共同参画課 ほか関係各課
パートナーシップ宣誓制度による理解促進	パートナーシップ宣誓をした宣誓者に対して、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付し、性の多様性の理解促進を図ります。	ＵＤ・男女共同参画課
学校教育における性の多様性の理解促進	性的マイノリティの児童・生徒へ適切に対応するため、教職員やスクールカウンセラーの理解を深めます。	教育支援課 教育センター

6 生活に困難を抱える人への支援

◆成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
高等職業訓練促進給付金修了者の就職率	100%	100%

◆モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
女性のための法律相談の相談件数	123 件

◆基本的施策

(19) ひとり親家庭等の自立支援

主な取組	事業内容	所管課
ひとり親家庭等の自立支援と生活意欲の向上	ひとり親家庭などへ福祉資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の向上を図ります。	子育て支援課
	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に役立つ技能や資格を取得するための各種講座に要する経費等を補助します。	子育て支援課
	ひとり親家庭の経済的困窮の解消を図るため、養育費の取決め及び未払い養育費確保に要する費用を助成します。	子育て支援課
	ひとり親家庭など経済的事情により食糧支援が必要な子育て家庭に対して、食料品や生活用品（生理用品を含む）を無償で提供するとともに、困りごとの相談に応じ支援制度などの情報提供を行います。	子育て支援課
	ひとり親家庭等に対し、各種生活支援講習会を開催するとともに、講習後に悩みごと相談会を実施するなど、交流・情報交換の機会を設け、ひとり親家庭等の孤立化の防止を図ります。【新規】	子育て支援課
支援制度や相談窓口に関する情報発信	ひとり親サポートセンター（母子家庭等就業・自立支援センター）において就業相談、就業情報提供、職業紹介、各種給付金や手当等の情報提供や支援を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課
	若者（15歳～39歳）とその家族から相談を受け付け、助言、適切な支援機関等の紹介及び次の一歩を踏み出すために必要な支援を提供します。【新規】	こども若者政策課（青少年育成センター）

(20) 生活困窮者、孤独・孤立者の自立支援

主な取組	事業内容	所管課
生活困窮者、孤独・孤立者における貧困の連鎖の防止支援	次世代へ生活上の様々な困難が連鎖しないよう、支援を必要とするこどもを対象に学習機会を提供し、進学意欲や職業意識を醸成します。	福祉総務課 子育て支援課
生活困窮者、孤独・孤立者に対する相談支援	生活自立相談支援センター「つながり」において、生活上の様々な困難に関する相談を総合的に受け付け、相談者の課題解決に向けた支援を行います。	福祉総務課
	市民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて重層的なセーフティネットを整備するため、重層的支援体制整備事業により「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。【新規】	福祉総務課
	ニート等の若者の職業的自立支援のため、若年無業者等に対し、キャリアコンサルティングや心理カウンセリング等の支援を行い、就労などの進路に結びつけます。【新規】	産業振興課

(21) 女性であることで複合的な困難を抱える人への支援

主な取組	事業内容	所管課
女性への相談支援	女性が抱える悩みや困りごと、配偶者やパートナーからのDV等の相談に女性相談支援員が応じます。	子育て支援課
	離婚やDV等、様々な問題を抱える女性を支援するため、女性の弁護士による法律相談を行います。【新規】	UD・男女共同参画課
	女性が必要とする相談窓口や支援制度等に関する情報を集約し、情報発信します。【再掲】	UD・男女共同参画課
	各関係機関等が相互に連携し、DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援を行うことを目的とした連絡会議を開催します。	子育て支援課
高齢者・障がい者等の相談事業	高齢者やその家族の総合相談窓口として、地域包括支援センターにおいて関係機関との連携を図り、必要な支援につなげます。【再掲】	高齢者福祉課
	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、その他サービス利用等の支援を行います。	障害保健福祉課
外国人市民への生活支援	多文化共生センターにおいて、相談業務等を実施するほか、自治会や外国人支援団体との連携により生活支援を行います。	国際課
複合差別に対する理解促進	市民サービスの向上を目的として、高齢者や障がい者、外国人等に対して適切に対応するスキルを習得するための研修会を開催します。	UD・男女共同参画課

7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

◆成果指標

項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
DV及びデートDV防止啓発講座の受講者数	1,720 人	5 年間累計 7,500 人

◆モニタリング指標

項目	現状値 (R5)
DV相談専用ダイヤルにおける相談件数	198 件

◆基本的施策

(22) DVや性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報発信

主な取組	事業内容	所管課
女性の人権尊重意識の啓発	市民を対象に女性の人権をテーマとした講座等を実施します。	福祉総務課（人権啓発センター）
	市職員に対し、人権意識や人権感覚を養う研修を実施します。【再掲】	福祉総務課（人権啓発センター）
若年層へのデートDV防止啓発	デートDVを未然に防ぐため、高校生等の若年層を対象にデートDV防止にかかる出前講座を実施します。	UD・男女共同参画課
DV防止や性的同意の重要性等の啓発	女性に対する暴力をなくす運動や若年層の性暴力予防月間に合わせ、啓発パネル展やポスター掲示等による暴力防止啓発を行います。	UD・男女共同参画課
支援制度や相談窓口等に関する情報発信	DVや性暴力等の相談窓口や支援に関する情報について、リーフレットやカード、ホームページ、SNS等を活用し、発信します。	UD・男女共同参画課

(23) 被害者の相談支援体制の充実

主な取組	事業内容	所管課
ＤＶや性暴力等被害者の早期発見	配偶者暴力相談支援センターにおいて専用の電話相談を実施します。	ＵＤ・男女共同参画課
	ＤＶやセクハラ等について、女性の相談員による相談事業を実施します。【再掲】	ＵＤ・男女共同参画課
	男性が抱える悩みごと等について、男性相談員による相談事業を実施します。【再掲】	ＵＤ・男女共同参画課
	女性が抱える悩みや困りごと、配偶者やパートナーからのＤＶ等の相談に女性相談支援員が応じます。【再掲】	子育て支援課
	職場におけるハラスメントの問題など、労働に関する相談事業を実施します。【再掲】	産業振興課
	市職員のハラスメントに対応するため、セクシュアル・ハラスメント等相談員を配置します。	人事課
ＤＶ等相談員研修の実施	相談員の資質向上を図るための研修を実施します。	子育て支援課
関係機関による連携支援	各関係機関等が相互に連携し、ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性支援を行うことを目的とした連絡会議を開催します。【再掲】	子育て支援課
	要保護児童対策地域協議会を活用し、ＤＶ防止対策所管部署と児童虐待対策所管部署等の関係機関の連携強化を図ります。	子育て支援課 ＵＤ・男女共同参画課

(24) 被害者の自立に向けた支援の充実

主な取組	事業内容	所管課
ＤＶ・性暴力被害者の自立支援	ＤＶ被害者の自立に向けた支援として、ＤＶ相談に関わる証明書を発行します。	子育て支援課
	犯罪等の被害に遭った方が、受けた被害を回復または軽減し、再び安心して暮らすことができるよう、関係機関等と連携し、支援を実施します。【新規】	市民生活課（くらしのセンター）
女性支援事業の実施	困難な問題を抱える女性の自立支援を図るため、相談支援、助言、情報提供、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行います。	子育て支援課
被害者の一時保護のための支援	ＤＶ被害者の保護施設への移送が即日できない場合、一時的な保護を行います。	子育て支援課
被害者の個人情報の保護	ＤＶ被害者の申出により、相手側からの住民票の写し等の交付等の請求や申出があっても、これを制限します。	市民生活課（戸籍・住基担当）